

又、斯^かる有^がたき御^お戯^たもありし、

○ 正月十一日御規式に、御旗の餅^{もち}、御武具の餅^{もち}、御祝あり、其御膳に、功の者人切^しと、祝ふて香物一切のつく事也、此日御膳に向ハせたまふに、此一器のなかりければ、けふの事にてありしか覺束なし、香物一切つく事ありし、とのたまハせられハ、御膳番はせ入て、御膳部^{ぜんぶ}の番將に告げぬ、念に念をいれても、間違の出る事ハいかゝのものにや、取揃て御膳台の上に置しを、取落して上たり、差懸る御規式、何かハ不調法申出の沙汰^{さた}に及びべき、先々持出御膳につけて御祝ハすミぬ、去れば、御膳番尾形弥摠、御膳部番將羽鳥藤次郎が

又、ありがたいお戯れもあつた。

二十七 正月十一日の御規式に、御旗の餅、御武具の餅のお祝いがあり、その御膳には功の者人切^し、との祝いとして香物一切をつける慣わしだつた。ところがこの日は御膳にこの一器がなかつたので、今日の事ではなかつたのか覺束ないが香物一切をつけるのではと言われ、御膳番は慌てて番將に告げると、念に念を入れても間違いの出るのはいかゞのものが、揃えて膳台の上に置いたが取落してしまつた、差し迫る規式で不調法申出の沙汰はともかく、まずまず持ち出し御膳につけて御祝は済んだ。されば御膳番尾形弥摠、御膳部番將羽鳥藤次郎の

又斯るまがづき浄戯も有り

○正月十日浄規式小浄旗の餅浄武具の餅浄規
阿り其浄信小功の者人切と云ふく者地一切の
法く事也け日浄膳又向いせうあふ小け一器のかり
りれかりふの事うて有りしり覚未明者地一切法く
事有りしこのうあひせりれ浄信あうせ入く浄信
部乃番将小告げぬ言よ念を入れても同法の知る事
いくのもの如や取揃て浄信基の上よあうと取あ
して上より先をる浄規式何のい不調法ト出の浄信小
及べき先く持出浄信小法けて浄規ひをうぬ去れど
浄信数尾形浄信総浄信部将相有者次第が蘇

忽に極りければ、弥摠、御小姓頭かしら香坂右仲までしかくの不調法申出、其下知を待ける所に、御小姓衆をもて、弥摠へ一首の御和歌を下したまはりぬ、押いたゞき、拜吟すれハ、

⑥ 治れる御代のためしハ ひときれの かふのものさへわすられにけり

となん、有がたき御歌たまはりければ、猶も目出たき御規式とハなりぬ、

○ 常々の御物語に、献上ものハ軽きに、却てしほらしき誠あり、下々同士くよきしなの贈物も斯あるべし、能品到来よきしなの満足ならぬにハあらねども、善尽し、美を尽せる品を贈られてハ、其心遣のいたミ入、又相応の挨拶あいさつもがなとおもふより、常々苦にし心にかけて安からず、譬釣魚たとえの

不注意に極まるので、弥摠は小姓頭香坂右仲まで不調法を申出て下知を待っていた所に小姓を通じて弥摠へ、和歌一首が下され拜吟すれば

⑦ 治れる御代のためしはひときれのかふのものさへわすられにけり

とあり、有難い歌を頂き、なおめでたい御規式となつた。

二十八 常々のお話に、献上ものは軽いものに却て慎み深い誠がある、下々同士の贈物もこうありたい、良い品の到来に満足もあるが、善美を尽くした品を贈られては、その心遣に恐縮し、又相応の挨拶もしなければと思ひ、常々悩み、気に掛け心配となる、たとえ釣魚の

忽小梅をりりしは流撮清小姓頭高坂右仲ぞ志との不
調法ト其下知を約待りる所よ清小姓流ともし流撮
一首乃流和歌と下りしはつりぬ押いりき拜咄ぬ
①治れる清代のありいじとましかかものものふじはま
とるんまづりき清かへはつりるるはれも月かつきは
規式とかなりぬ

○常々の世相清小献上ものか執きよ却て志同りり地
藏のりりし同士のの終相も勤めるべし能事新来此
法是なぬよあももも音る一英とるせむるふと
終りて其心をいり入又お急乃控取もぐれと
おもふり常々若ふりつかけて母りば破言論案の

二、三も持来り、或菜園の品摘来りて、手作の品といひ、きのふ釣得たりなんといいひて贈れるにハ、
実も其人の真実おもひやられてしほらし、斯る品とて挨拶あいさつの如在をすべきにハあらざれども、苦し心にかくるほともあらざれば、心におひて安きなり、然るに、能き品事々ことごとく敷取飾とくして贈れるハ、上を敬せる誠より、其心を尽せるに相違もなければども、其心遣が却て痛入て安からぬ也、凡の人情思ふまゝなるにハ、心残らず、心にまかせぬに、残念のたへぬもの也、去れば能き品取揃とろて贈れるハ元より、己がおもふまゝの贈物なるより、おのづから残す所なしといふ心より、又もくとおもふ心の誠を失ふ也、心にまかせぬ微少の贈物せるハ、其微少なるの

二、三も持ち、あるいは菜園の品を摘んできて、手作りの品とか、昨日釣つたなど言つて贈られるのは、その人の誠が思いやられて感心する。このような品とて挨拶をないがしろにすべきではないが、苦にして心にかける程でもなく安心である。しかるに、上等な品を飾つて贈るのは、上を敬う誠で心を尽くすことに相違なくとも、その心遣が却て恐縮で気がかりとなる。人情は思うままでは心に残らず、思うままにできないと残念となる（訳註）、よい品を取揃て贈るとか自分が思うままの贈物では、思い残すことが無くなり、又も又もと思う心の誠をなくすことになる、思うままでない微かな贈物は、その少しばかりの

二之も持来りり本業園の忠搞ありて自他の衆といひ
きよのふ泊得たりなんといひて終りたるよふ其も其人の
真實ちありしやとて志月〜〜動るあ〜〜控投の忠立
とてきよふの〜〜若の〜〜心ふかるるやとてきよふ
きたんよあして安きなり終るふ能き衆もあふ終る
神の心の上と教せる滅りり其心とてとせざるはたきとなりし
ども其心を却て痛入て安〜〜ぬ也凡の人情おもふ事なる
よふ心持〜〜はつよまうせぬよ海念の〜〜ぬもの也ました
能き衆も持て終りるいえよりこがおもふ事とて神地あるを
たのづ〜〜神地無形といふ心より又も〜〜心おもふ滅
と失ふ也心よはりせぬ微かの神地せるは其微あるなり

残念より、又もく贈たきと言心わすられず、其人の誠も弥益に進ぞかし、とのたまひし

○ 江戸上御屋敷御座の間、御庭の広かりければ、萩はぎ多く村々に植置たまひ、花の盛になれば、御家老より足輕、中間ちゆうけん（御国にてハ、夫方ふかたと唱ふるもの）、又もの輩に至るまで、一ヶ年の氣つめをおぼしめしやらせたまひ、萩見はぎみの宴をなさしめたまふ、御庭の彼所此所に、薄縁うすべりしき、其所々に、酒、肴さかな、或煙草の火などもふけおかれしほとなれば、詩を作り、歌をよみ、あるハ発句などたのしむあれバ、酔てうたひ舞ふもあり、花を手折てかざせるあれバ、耳を引て酒をすゝむるもありて、其興いふもさら也、去れバ、貴賤きせん残らぬ花見なれば、

残念により、またもまたも贈りたいという心を忘れず、その人の誠もますます大きくなる、と治憲は話されていた。

二十九 江戸上屋敷の御座の間は、庭が広く、萩が群々に植置かれていた。花の盛りには、御家老より足輕、中間（米沢では夫方と呼ぶもの）、又もの（陪臣）に至るまで、一年間の緊張を思案されて、萩見の宴が設けられた。御庭のあちこちに、薄縁を敷き、ところどころに酒、肴、あるいは煙草の火など置かれ、詩を作り、歌を詠み、発句など楽しむものあれば、酔つて唄い舞う者あり、花を手折りてかざしたり、耳を引いて酒をすすめる者もあり、其風情は言うまでもない。貴賤悉くの花見なれば、

能念り又もく袖ふるまこと云んはまゝに遊ばし其人の襟
泳蓋よ進ぞりしことつらあひし

○江戸上流を愛する望の同流をの廣りりしが秋多く
村々よ植きしあひ谷の鷹よかれが流家老よりと足野
中間（清國よまがき）又もの幸よむるあぐ一十年の氣つめ
とた月一のやせしあひ秋見の宴をなけりめあふ
流をの波不けあよ為像志ま其あふ酒青或物草
乃火などもふけあひれかたちれが詩と傳の歌とよむる
あふなどいれむむる酒と酔てさし流ふもあひむと
も打てかざるあれが耳と川と酒とまゝむるもあひ
其興いふもけり也まけりけりあひの苑見なれ

其相応の並方を組合て、花の咲そめしより、うつろひちるまでの、花見なりしハ、たのしかりし事也、諸士の花見の宴に、折々障子押あけてのぞませられ、興にのぞんでハ、御座をも設られ、御ミづからの御詩歌をもミせ給ひ、下々の花見にハ、折ふし御障子を細めてたのしび給ふ御よそひ、亦筆の及べきにあらず、

○ 三御丸御隠殿の御庭にさくら木多あり、花の盛にハ御父重定公をはじめまいらせ、御方々へ花の宴すゝめたまひ、残る日には、宮づかひしたてまつるもの残なく、前宮づかひして、今異役にあるもの、もとつかへまひらせて、隠居せるもの、又ハ、今ミやつかひせるものゝ

その相応の並び方を組み合わせ、花の咲初めより散る迄の花見でたのしい事であった。諸士の花見の宴の際は、治憲も折々障子を押開けて眺められ、興にのつた時は御座ももうけ、自作の詩歌をみせるなど、下々の花見の時には、時々障子を細くあけて楽しむ様子もあつたが、その様子は文章では伝えきれない。

三十 三の丸御隠殿の庭には多くの桜があり、花の盛りには重定を始め方々を花の宴にお誘いした。残る日には、屋敷に仕える者全て、前に仕えていたが今は異役の者、もと仕えて隠居した者、又は今も仕える者の

老たる父などあるをバ、少しき御馴染おなじみのゆかりも
て召て、さくらがりなさしめたまへり、又三月三
日にハ、御自御庭の曲水にのぞませたまひ、詩文
にたづさハリて、御相手をもせるものには、曲水
の御宴に侍らしめたまへる事也、桜がりに、所々
打むれたる、手まづさへぎる曲水の風流なる、皆
筆にハ及がたくなん、

○ 御国におハせし時ハ、折々鷹野たかの、或鳥打など、
御野遊の事もあれど、江戸にてハ御慰の事なく、
只御座の間に和漢の文を友とし給ふのミ也、公さ
へ斯かかる御事なれば、つかへ奉るものゝ、所々遊覧
に気をはらし、心をなぐさむるをハ、心なき事に
こそおぼすべきが人情

老いたる父などある者、少しの馴染みや縁
をもつて、桜がりに招待した。又三月三日
には、みずから庭の曲水の宴に参加し、詩
文を作り、相手をできるものには曲水の宴
に参加させた。桜がりに、所々群がり、曲
水を流れてくる盃を詩歌を詠じる前に先ず
遮り取る様子の風流（訳註）なことは書き
尽くしがたい。

三十一 在国の時には折々鷹狩りあるいは
鳥打など野遊もあるが、江戸では楽しみ事
もなく、専ら御座の間にて和漢の本を読む
のみであつた。治憲がこのような事なので、
仕える家臣もあちこち遊覧して気晴らした
り心を慰めるのは、分別がないことと思う
のは人情

老たる父かと思ふとばかき清冽深のゆりやもて
石てはくくぐりかきしものふり又三月之日よ清自
清たる曲水よのぞかせしあひ詩文ふりさりりて
清ねもよもせるものよも曲水の清宴よ待りのふ
つる事也梅づりよあおむしけるもやんがさる曲水
乃風流なる皆管よ及ぶこくかん

○清國小松いせし時ハおと魯姫をちあなせ清野
松の事もあれど江戸よてハ清愈の事なく只清苑の
関ふ和漢のあそ友とあふのよ也公よ入野る清事
かれは清り(なるもの、あ、松語よ気ともし心と
たうぐさむるといふなき事よ了そおほすづきぐ人情

の常なるに、梅もひらきぬらん梅屋鋪こそかほらん、桜ハさきぬ、上野飛鳥山も群集すべし、桃は桃園、牡丹ハ西が原、藤には大森、亀井戸、菊ハすがも、紅葉ハ海晏寺、海にハ小舟に棹させるはぜ釣の風流、登樓の宴に月の出のながめも、めづらかならん、彼ハ近ころ出てきこえし、たれくハ久しく外出の届もきかす、時に後れていたづらならんハ、惜き事なれ、けふの天氣にハたのしからん、あすこそ花ハ盛ならん、いざつれだち出よと、春夏秋冬、其折ふしの遊にハ、当るとのゐをもくりかへ、暇たまはりて心広きたのしひなり、只夫のミか、けふ到来の此提重ハ、あすの酒迎に

の常ではあるが、梅も開いて梅屋鋪も香っているだろう、桜も咲き、上野飛鳥山も賑わっているだろう、桃は桃園、牡丹は西が原、藤は大森・亀井戸、菊はすがも、紅葉は海晏寺、海には小舟に棹したのはぜ釣、登樓の宴に月の出の眺めも目新しいことだ。彼は近頃出ていると聞くが、だれだれは久しく外出の届も聞かない、時節をはずしてはもったいなく惜しいことだ、今日の天氣では楽しいだろう、明日こそ満開だろう、いざ連立つて行こうと春夏秋冬、其の折ふしの遊びには、当番の宿直をも繰替えて、暇を頂き、ゆったりと楽しむ。ただそれのみか、今日届いた重箱は、明日の酒迎に

の常なる小梅もむききめらん梅屋浦こそかほらん
櫻はけききみ上野飛鳥山も羅集をこゝろ桃を桃園
牡丹は西の原あめち大森亀井戸の菊をもすすりも
御系は海晏寺海よ小舟と柳ささるるせしの
風流登楼の宴小月の出乃がづのめわづららん
波は近しあはてきこゝろくはれくはえく介者の存も
きりぬ時よほれていづらならん惜き事なり
りふの天気ふかたれらんをてをたの盛るらん
いざほれざら出を春妻杖を共打ふらん松よ
あつこのおももくりり胸はあがりて心静きなり
なり只まのこらふも弟のけ提重はらと乃酒迎

遣すなど、おもひもよらぬたまものもありし也、斯^かる事にて、ありしほどに、おのゝ公の御つれゝをいたミ参らせ、爰^{こゝ}の花、かしこの月と、度々御野遊の事をすゝめ参らすに、何れもが帰りの物語こそ、見るにまさりておほゆるとの御事にて、御野遊の御沙汰もなし、去れ八年寄衆氣毒におもひ、人情に貴賤^{きせん}のかハリあるへからず、御氣つまりもいたハし、且ハ御養生のためなればとて、予をして挙て、ひたすらに御野遊の事を願奉りしに、年寄共の申聞こそ忝おもふ也、いか様出るにてあるへし、能^{よく}申せとのミのたまハせて、何時何方への御沙汰^{おさた}もなければ、いかさまとのミにて、出たまハすハ、年寄共の

遣わすなど思いも寄らぬ賜りものもあつたりした。この有様なので、皆は治憲のつれづれを氣の毒に思い、ここの花、かしこの月と野遊を勧めたが、皆が帰つてからの話を聞くほうが見るにまさると思つたことと、一向に野遊の御沙汰はない。それで年寄衆は氣毒に思い、人情に貴賤は関係ない、氣つまりもいたわしい、且つ、養生のためと、皆でひたすらに野遊に出かけるよう願つたが、年寄共の申すことは忝く思う、なるほど出るべきだ、よく申した、と言つばかりで、何時何方への沙汰もなく、なるほどもつとも、とだけで、出かける氣配がないので年寄共の

をいふなどおぬいもろぬはものもつり一也野る事
よてつり一何ぞふたのく公の清はれくといふこと
せまの老か一この月を度く清地地之事とまの糸ら
まらに何れもつりては地地一を見るははかりてた月
ありこの事よて清地地の清地地もれまはれ清地
気毒よおぬい人情よもれぬりかりあるは清地
はまりもいふ一但清養生のたのむはれぬこと一平と
一て挙てむこと一に清地地の事と願なりし小
年あたのトウ一を取おもぬ也いり振出るよてある
一能くせとのこと一はいせて何時もまはれ清地
もかりれいひはとつて出はすは年あたの

願もいたづらなるへし、ありのまゝの思召をうか
ゝハまほしと、重て伺まひらするに、是ハそちへ
の物語也、二本道具立ての歴遊を、たのしきもの
とおもふか、去らバ微行^{びしう}とおもへハ、何そ事ある
時、申訳もなし、然らバ、市朝ハ常の行列、野外
に至て供を前後へちらして、近習ばかりを召連ん
に、先立のものをハゆるすまじ、長刀なしにもや
るまじ、扱花^{さて}を見、月をなかめて、たのしからぬ
にハなけれども、下戸の浅ましきハ、酒興に余計
の樂もなし、弁当くうて其後ハ、只何^{いすれ}もが酒盛を
ミるのミ、屋舗へ遥^{はるか}ならん、はやく帰りの供触^{ともがれ}
とおもへバ、例の御頭^{かしら}（予か御小姓頭御役なるゆへ、

御近習各

願も思い通りにならない。ありのままの考
えを伺いたいと、重て伺うと、これはそち
への話だよと話してくれた。二本道具立て
（大名行列の先頭に立てた二本一対の槍）
の巡歩きを楽しいと思うか、忍びの外出で
は何か事があると申し訳もない、しからば
町なかは常の行列で、野外に出たら供の者
を散らし近習ばかりを召し連れるのは先立
ちの者が許さないだろう、長刀なしにもい
かない、さて、花を見、月を眺めて、楽し
くないことはないが、嘆かわしいことに下
戸で酒興に楽しみもない、弁当の後は、酒
盛を見ているだけ、屋舗は遠いし、早く帰
りの供触^{ともがれ}と思つても、例の御頭（善政が小
姓頭なので、近習おのおの

願もいづつあるも一りのは思ふと有りては
何と重て伺申しもさるよ是はさらの物にや
二本道をもよこの歴代とすれまきものとおもひり
まゝに微約とおもひ何そ事あれ時と決も所
らば市朝の常の行列野介おまゝに侍を前にな
ちゝして遊習たりたりとる連んお先まのち乃と
おろすはど長刀をよまことやる侍どおむを見
月とかりあてふれりぬよおかりれとも下戸志深
ちゝまの酒興よ酔斗は樂もけり一糸あくらりて
其ぬい只の夜がほ盛をうる乃と屋浦遠かゝん
ちやくゆりの信簡とおもひ例の口頭うらひ清中能な清中
清中能な清中

御頭くといふより、予をさして御頭と、めしたまふなり）
などが盃さかずきかゝへての佳境、中々供触たけなわの沙汰さたにも
及がたく、たまさか近習の酒もたけなわに、供触の事
いひ出ても、まだ末々のものゝ賄がすまず、酒が
まだ行わたらぬなんどゝいへば事もなく、只柱に
よりたばこのむまで、実をいへば、此退屈も少ハ
あり、扱歩行さてかちのあるきを養生とハ申せども、往還
二里、三里の歩行下々しほしほの上には養生にもなるべし、
あるきなれぬ希まれの歩行、そのつかれのあらんのミ、
去らば月に五、七度づゝも出たらば、其氣力もお
のづから、相応して養生にも成べし、去れハとて
荒すさんてたひくゝの野遊まはならバ、供廻ともわりの太義、且は
遊あそに流るゝの名も汚よごさん、

お頭というので、善政を指してお頭という）
などが盃抱えて佳境、中々供触の沙汰にも
ならず、たまさか近習の酒もたけなわに、
供触の事を言つても、まだ末々の者の食事が
済んでいない、酒がまだ行渡つていない
等と言われゝば、ただ柱に寄り掛り煙草を
飲むだけである、実を言えばこの退屈も少
しあるのだ。さて、歩くことは養生とは言
うが、往還二里、三里の歩きは下々の者に
は養生にもなるが、歩き慣れない身で稀の
歩きは疲れしか残らない。月に五、七度づ
ゝも出かけるならば、氣力相応に養生にな
るが、さればとて度々の野遊は供廻に過重
な負担をかけるし、且つ、遊んでばかりい
るようだと名も汚してしまふ。

つらみくともいふなりまは清くなどり盃かへての佳境中く情解
けぬとわしうたあふかりなどり盃かへての佳境中く情解
のゆはふも及ぶてくはさう近習の病も癒し佳境の
事いひむくもあごまくのものねがすまは酒の
まご約わてぬがんといひし事もなく只杯より
たごこのむまてまといひげ退るもかゝりぬあ
約のつるまことあふとくせむも注還二里之里に
ありりくの上めら養生もあたるべし何んまかぬ
希のあ約其はくれのつるんのもまを月を五七
度づもむくべし其力もたあづるあなして
あふよも減べしまはれはて荒ていしくも野を
あふ佳境のち注還とけよ流くこれ名と流るん

木太刀を取、馬にのるなんと、其相応に身をつかへば、させる氣遣もあるべからず、然れども、何れもが夫ほどに申を、一円に承引せぬといふもいかに、左あらハ、一の願あり、是までとてもたびく、のつてたのしめども、小馬場ハ短し、表の馬場にて乗事ゆへ、供廻も其定あり、厩方うまばも夫々の役人詰、或詰人又ハ警固なんと、人多く出るものゆへ、すける馬なればとて、度々ものられす言出んとして止る事も多あり、馬場の東へ常ハ開置、のらん時、引廻し立ふさぐ様なる板屏を立てほしく、元より三方ハ人の見入るゝ事もなし、板屏を引廻さば、やはり、内庭も同然、のら

木太刀を取る、馬に乗る等、相応に体を使えば、そのような氣遣もないだらう、皆がそれほどに申すのを全く聞き入れないというのもしかかと思うので一つ願がある。これまで度々乗つて楽しんでしたが、小馬場は短く、表の馬場で乗るには、供廻の定めもあり厩方のそれぞれの役人、詰人、警固等、人員が多く出るので、好きな乗馬も、度々は乗られない。馬場の東へ常には開き置き、乗る時に引廻して立ち塞ぐ様な板屏を立ててほしい、当初より三方は人が見入ることはできないので、残る一方に板屏を引廻せば、ほうら、内庭も同然になり、

本ちりとも馬よりの事など其おろふ方をとほ
りばちせる気もなかりきつてはゆれどもゆれぬが
まやどよとを一個ふつにせぬといふもいづれ
ゆつこの預けり是れまてとてはまじりのつた
しめども小なる場は短し表のころ物あてな事ゆ
供も其定りの版方もあつては人結成語人又ハ
警固なると人多く出るものゆゑもる馬ならん
とて知れどもつてせぬとて出る事も多かり
る場の東(常)の同色のもん時川也一まふさで板
ある板屏とまて何れえりり之方ハ人の見え
事も形板屏と川也つたやちり内たも日結の

んとおもふ時、好の馬一、二疋を牽入させ、庭口より近習のものばかりつれ出てるならば、人々の太義をもはぶき、朝にても、晩にても、乗んとももふ時乗らるべく、是にまさる樂も有まじく、是にまさりて身をつかふ術もあるへからず、とのたまハせぬ、此よし具に達せしかバ、年寄衆大によろこび、即時に作事奉行へ達せしに、不日に出家し申さんと請て退ぬ、扱其日にてありしや、翌日にてや有けん、予を召ての御意につらく考るに、板屏の好ハあやまりしぞかし、扱入料ハ何ほど、聞しと問せたまひしかバ、耳にふれしを隠し奉るべきにもあらず、板屏ハ纔三、四両逆も、

乗りたいと思う時に好みの馬一、二疋を引き入れさせ、庭口より近習の者ばかりつれ出て乗るならば、人々の負担をも省き、朝でも晩でも、乗りたい時に乗れる。是に勝る楽しみは無い。是にまさる運動もない、というので、此の事を詳しく伝えると年寄衆は大いに喜び、すぐに作事奉行へ指示したので、ただちに設置しますと応じて退いた、さて、その日か、翌日だったか、治憲が私を呼んで話された。つらつら考えるに、板屏の望みは誤りだった、さて費用はどれ程か聞いているかというので、耳に入っており隠すべきでもないので、板屏はわずか三、四両くらいで、

んとかも小時好のる一二足を季入させを口より
迫習のものぢりりけれあゝあゝなゝゝんゝのちを
よもちふき物よても晩めてもふんとおもふ時あ
づく是よはさる樂もまはげゝゝきふはさりてを
ほりふ術もあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
せゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
をせゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
よてあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
意ふはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
お入料ハ何なゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

此序ついでに馬場へ砂敷しきわたしてまひらせんなど、聞えしと答まひらすれば、扱さてこそ弥あやまりし也、百金の費を中人十家の産とて止たまひたる文帝のむかしはいかゝおもふ、況いわんや年来家中の半知取上置きけふの上に、三、四両の金とても、慰事にハ費やすましき事にてハ有ましきや、とのたまハせたるの有がたければ、其由申て板屏の作事ハやミになりぬ、

○ 人のやまひをいたましミおぼしめし、御手当の下くだきる事ハ、挙てかぞへかたし、其二、三事を挙て其余ハ推て知べし、何年の頃ころにや、御手水番坂次郎右衛門、勤仕断る程にハあらねとも、何とか色さめ氣鬱うつして、虚勞の症やまいにも成なん

このついでに馬場へ砂を敷渡す等と聞いていと答えると、やはり、いや誤りだった、昔、文帝は百金の出費は中人十家の收穫に当ると止めたという故事をどう思う、いわんや年来、家中では知行の半分を藩が取り上げる今日の状況で、三、四両の金とても、慰事には費やすことがあつてはならないとの有難いお言葉があり、その由を伝えて板屏の作事は取りやめになつた。

三十二 人の病を不憫に思い、手当を与えたことは数え切れない。その二、三を挙げると、何年の頃か、御手水番坂次郎右衛門が勤仕を休む程ではないが、顔色が青ざめ、気も塞いで、虚勞の症（心身衰弱または肺病）にでもなつた

け序小る場へゆあわててまひいせしるをまて
答よひしつゝあれがぬしをふらやまのりも百令の書と
中人十家の書とてじてあひつる文帝乃むり
いゝおもふ況年来家中の事知取しきりよの上よ
之四あ乃令しててもをまよの貴やすはまのりよと
をいふまきやとのつゝあせさるのまづこころ其由と
板屋の作事ハやまなかりぬ

○人のやまのいとしはなほしとた月一り清もあつる
事い挙てかぞへりて其二三と事を挙て其旨推て知て
何年の頃よや清も好まぬ取ら御老海の勤仕ひる程よ
のゝ毎らとらる色さの気鬱して虚守の志よも漸かん

かと思へしほどの事あり、是等の病ひの旅出に氣をなぐさめて、快氣を得る事、其ためし多あり、此事をおぼしめしけん、最上（羽州村山郡）の高湯へ湯治せよとの御内意下り、願書出し、御例のごとく三回二十一日の御暇にて湯治せしに、纒の日数ながら、果して旅中より氣力すゝミ、全快を得て帰りし、

（御家中の諸士、私の旅出叶ハぬ事ながら、最上の高湯三回の御暇ハ、むかしより其例も多あれハ、人々高湯湯治の申立にて、高湯にハ纒一、二夜も逗留し、余の日数もて、出羽の熱海、象潟、奥州仙台の松嶋など見物する事也、是元より上を欺奉る不屈の事ながら、むかしより御宥恕の思召も有けらし、帰湯の上、松嶋絶景のふけりも人とがめす、おほやけにも御糺なき程の事に成来れり、去れハ所々歴遊せよとこそたまハね、畢、竟の所ハ、夫ケためのおぼしめしけけるとそ）

又安永四年の事也、予兼て壮健の生れながら、頭痛に泥事他に越たり、此事有がたくも御憂おぼしめし、山上白峯の高湯の頭痛

かと思える程であつた。このような病氣には旅に出ると良くなる例が多く、最上（出羽村山郡）の高湯へ湯治せよとの内意をうけて、三回二十一日の休暇で湯治に出かけた。わずかの日数ながら、果して旅中より氣力増進し、全快を得て帰つてきた。

諸士は私的な旅はできないが湯治お暇の例は多く、湯治は二、三日で、その余は温海、象潟、松島などの見物で、不屈な事だがお咎めもなく、歴遊せよとは言えないので、どのつまりはそのためのおぼし召しなのだ。

又安永四年の事。私善政は生来壮健の生れながら、頭痛に悩むことこの上ない。この事を有難くも心配されて、山上白峯の高湯が頭痛

りと見し一かどの事なり是等の病への説きよ言と
 かぐさめて使ると得る事其より多かりけり事成
 にも一なり最上山羽村の湯へ治せよとの法
 内をとり預書せし法係のよきとて回二十一日乃法
 賄よて湯治せしよ終の目散るが果して説中より
 気力よくと今使と得てゆり
湯治中の法士松の説かける
 事なるがとらんとこの言は
 一回の湯治はむりゆり其例も多し
 一二回も逗留一宿の月夜にて
 出羽の櫻海家河奥州仙臺の
 松待ちんと又
 地なる事也是元より上と
 敷をす不存の事なり
 思召も有り海河の上は
 絶奈のふりも人そが
 たりたはりたはり
 ありての事一敷あり
 たりまれば前へ
 急せよとて
 のうけり事先の
 不更かとの
 言はれり
 又安永四年の事也
 予兼ては使のせれなり
 頭痛上泥事地よ
 越より
 事なるがとて湯治せし
 山上白峯なる湯の頭痛

にしるしある事、人々の唱ふる所、又その験も
多し、其方が不如意、中々自力にてハむづかしか
らん、手伝ふてやる、湯治せよ、との御事にて、
小判などたまはりて湯治せし事あり、斯る有がた
き湯治なれハ、昼となく夜となく、ひた入にあま
たたび浴して、湯滝に頭をうたせしかども、其後、
折々はげしき頭痛の発りしハ、殊はげしき病ひな
るか、きくときかぬとの人にもよるか、又湯氣に
酒氣を勝しめしゆへなるか、恐て恐へき事になん、
然ども今年天明九年まで、指を折て十五年なるに、
三、四年来ハ希に発る事ありなから、曾て深き泥
もなし、おもへバ湯治のしるしなるか、老には病
の

に効き目があると、人々が噂し、又その効
能も多い、不如意のそちでは自力では難し
いだろう、手伝つてやる、湯治せよ、との
仰せで、小判等頂戴して湯治に行かせても
らつた事があつた。このようなありがたい
湯治なので、昼夜ひたすら湯に入り、湯滝
に頭を打たせたが、その後も折々激しい頭
痛が発つたのは、殊に激しい病なのか、効
果の有無は人にもよるのか、酒の飲み過ぎ
なのか、全く不安に思つてきた。しかし今
年天明九年まで、指を折て十五年になるが、
三、四年このかた希におこることはあつた
が、深刻な事態にならなかつたのは、思え
ば湯治のお蔭なのか、老いて病が

よき事なり。何れも事なく。の喘ふは。又其後多し。其方
が不^レ如^レ意^レ申^レく。自力よこ^レハむ。づり^レく^レん。も侍^レあ^レく
やる湯治せよとの侍事。く^レ小判をど^レはりて。湯治
せ^レ事。何れも。野る^レも。づり^レき。湯治^レな^レき。と。なく。夜と
なく。む^レ入^レよ。何れも。づり^レ浴^レて。湯治^レ小頭^レと。う^レせ
り。も。其^レな^レお^レり。げ^レき。頭痛^レの。後^レり。い^レけ
し。き。痛^レひ。る。つ。き。く。と。き。り。ぬ。と。の。人。よ。も。り。る。り。又。湯
気^レ小頭^レを。侍^レの。い^レけ。を。ぬ。と。の。人。よ。も。り。る。り。又。湯
り。ん。は。毎^レ年。天^レ明^レ九^レの。は。指^レを。お^レて。十^レ五^レ年
なる。よ。と。四^レ年。来^レの。希^レ小^レ頭^レを。侍^レの。何^レり。なる。り。湯
き。泥^レも。り。い^レけ。湯^レ治^レの。志^レる。い^レけ。の。老^レも。た。病^レの

漸々に薄らぐか、抑君徳そいもせもに浴せししるしなるべし、又天明八年夏の事也、御小姓夏井孝摩軽からす病んで床につけり、従来の貧家にして、寝間といへども土間なり（家に牀ゆかせず板しかす、ぬかわら敷て、其上に畳敷たるを、土間とも土座ともいふなり）、此事きこしめし、大病人の土間に臥ふす、必湿氣の襲ひ浸ひたさんか、との御いたはりにて、病中急に作事たまはり、寝間に板敷かせ下したまひし、又去春、予か頭癩病わびようにて、既黄泉よみの客とも成べかりしを、時しも、御父重定公の御病中、御看病に御暇なかりし内、医をつけ、人参たまひ、朝夕の飯さへ公の御膳下たまはりて今斯筆執ふでとりて此書かき終る（去々年書はしめ今又繼て書けバ也）、本復を得たりしは

段々薄らいだのか、そもそも君徳に浴したるしであろう、又天明八年夏のこと、御小姓夏井孝摩が重い病氣で床についた。元から貧しく、寝間さえ土間であつた（板をしかず、ぬかわらを敷いて、その上に畳を敷いたのを土間とか土座という）、この事を聞いて、大病人が土間に寝ていては、必ず湿氣に襲われるとのいたわりで、病中に急に工事させ、寝間に板敷をさせた。

また去春、善政が熱病にて命も危うい状態の時、丁度重定の病中で看病で暇もないのに、医師を遣れ、人参を下さり、朝夕の飯も鷹山の御膳を下さつた。今、この翹楚篇を書き終ることができ（一昨年書き始め、また繼いで書いた）、本復を得たのは

漸くは為さぐりの折悪法を治せしむるに及び
 又天明八年某の事也清小姓某并春摩軽りの
 病んで床よ法りり従来の貧家より一寝間とい
 ども土間なり家上牀せぬ板敷にぬわつておてきまはし事きこく
 事あるとと土間にも土坐ともいひたりけ事きこく
 の大病人の土間よ卧す水湿気の浸し浸しんり
 との清いさりよて病中急小作事なはり寝間が
 板をせ下りしあひし又去春予の頸瘰病ふ多
 既黄泉の客もも淋べりしと時にも御父重定公
 の清病申清看病よ清胸なりり一内醫をほけ
 人参りあひ給々の飯さ公の清給下はりて今新
 筆扱てけ書かき終る去々年書たのめ
 今又絶て書けり也本復を清りしむ

有がたくたふとしといはんか、身に取てハ只おそろしミおもふのミ、

○ 父母のため江戸詰のもの、御国もとへ看病御暇いじまたまハる事、御父重定公御代、明和三年の事も、桜田御屋舗の将、神保作兵衛、其父道喜が病気につき願の上、御暇たまハリしが其はじめ也、然とも江戸詰の事ハ、我に代りて跡を塞ふさぐへき余計の人少く、又家を離てハ、君につかふるの義を取事、臣の常なれば縦令たとえ其父母の病ひ軽からすとも、左のミ危ほどにも告またこさぬより、看病御暇願ふに至らざるも亦あり、安永九年七月の事也、御膳番たてぬま沼友四郎御供して

有がたく勿体ないと言えるが、自分の身にとりてはただ忝く思うのみである

三十三 重定の代の明和三年、江戸詰め者が国元の父母の看病の為に休暇が取れることになった。桜田御屋舗の将、神保作兵衛の父道喜が病気になり、願の上、御暇が出たのがはじめである。江戸詰では、勤めの代りができる余計の人も少く、また家を離れたら君に仕える事を第一に考えるのが、臣の常であるので、たとえ父母が重病であろうとも、よほど危ないなどと告げない限り、看病の御暇を願わない事もある。安永九年七月のこと、御膳番沼友四郎が御供で

るがてつふといひんのもふ取ていひれそなり
おもふの

○父母のふあ江戸詰乃もの清國もく看為清物な
つる事御父重定公清代明如之年の事也 横田
清屋舗の御神保地多清其父道彦が病氣より清き
預の上清物なはりし其もりの也 清も江戸詰
乃事我小代アして詰を塞きき嶋斗の人かく又
家を敷ていふよはりしるの我を御事臣乃常なれが
誰令其父母の病ひ軽ししるもたのを危るせめと
告こさぬより看為清物預ふよるしるもふなり
安永九の七月の事也 清屋もあはる左衛門清屋と

江戸にあり、父平太か軽からぬ病と告来りしに、折もこそあれ、友四郎も病氣にて勤仕不参の時なり、殊此節流行のやまひにて、御近習おのくたをれて、大半の不参なりしほどに、看病御願がたく、只案し、わづらひ、心をいたましむるのミ、此節予を召ての御意に、平太が病氣軽からぬよし、父子互に国を隔ての病ひ、たれくも同じ心におもふへし、殊ニ友四郎が孝子なる其心、押はかられて不便也、常ならば看病願も申出へきに、其身の不参中、殊ハ近習大半の不参、此節願んハ義におひて成がたからん、跡ハ何とか間も合へし、手元の不自由ハ苦しからず、上より暇や

江戸に居り、父平太が重い病と知らせが来た。折しも、友四郎も病氣で勤仕していなかった。この節、流行の病氣で、近習もたおれて大半が休むほどなので、看病御願の願も出しがたく、ただ心配して、悩み、心を痛めるしかなかった。この時、私を召しての御意に、平太の病氣は軽くない由、平太父子は互に国を隔ての病氣で、だれでも同じ思いだろうが、ことに友四郎の親孝行の心が推し量られて不憫だ、通常ならば看病願も申出るはずなのに、自分も休んでいる最中で、他の近習の大半も休んでいる時に願も出しがたいだろう、跡は何とか間に合わせ、身の回りの不自由は気にしなくて良い、こちらから暇を

江戸小町り父平太の軽〜ぬ痛も苦来り〜よぢも
丁と何れ左回廊も痛もよて勤仕不々乃時なり
対け節流釣のやまいふ〜ゆ道巧たの〜さとして
大木の不々なり〜ふ〜よ者痛也悔預〜つ〜只葉
〜ま〜づ〜びんをい〜は〜ひるの〜け節予と取て
乃清意小平太が痛も軽〜ぬ〜や〜父子互〜上國と
隔ては痛い〜れ〜も同〜心ふおも〜対左回廊
が孝子なる其心押〜る〜ま〜て不便也常形〜と者
痛致もト出〜き〜よ〜者不々中対い道巧大木乃
不々け節預〜ん〜我ふたひ〜て悔〜さ〜ん〜話〜何との
間も合〜〜多えの不自中〜苦〜〜上〜り〜悔也

らんに何かある、其身の病氣だにさせる事なくハ、
早々暇やりて看病させよ、との御事なれば、早速
同役平賀周蔵をもて、御暇たまハるよしを達せし
かバ、病ひをおかし、夜を日につぎて走せ下り
ぬ、江戸御家老ハ四年詰交替の例也、ひろいずしよ 広居図書忠
起ハ其人其任にたへたればとて、安永五年七月つ
ゞひて、又二年詰の御差留さしとどめあり、此時予を召て
の御意に、ずしよ 図書が永づめ母子互に見まほしからん
情おもひやられたり、老ぬればさらぬわかれのあ
りときけバ、いよくミまくほしき君かなとよミ
し古歌も、即彼等が母子のけふならめと、いとゞ
不便ふびんにおもふ也、彼が事ハ重職こと、殊に同役もなし、
然ども供

やつても支障はない。その身も病気でさし
たる仕事もなければ、早々暇をやつて看病
させよ、との指示なので、早速同役平賀周
蔵から暇を賜つたことを知らせた所、病を
押し、昼夜の別なく米沢に向かつて行つ
た。江戸家老は四年詰の交替が慣例だが、
広居図書忠起は適任という事で、安永二年
七月から着任だが、安永五年七月、続いて
また二年詰を命じられた。この時善政を召
して治憲が言うには、図書は長期の赴任で
母子互に会いたいだろう、「老いぬればさ
らぬわかれのあるときけばいよいよみまく
ほしき君かな」（訳註）という古歌も彼等
の今の事のように、とても不憫に思う、彼
は重職で、ことに同役もない、しかし供

らんは何のあつ其身の痛むづよませる事なくハ
早く賜やして着為させよとの由事なきが早速同江
亦賀園等ともして清海へあつるものゝをせりが病い
をかり秋を日ぬはきづてませりぬ江戸清家老ハ
四年詰交者の例也度居圖書忠起ら其人其任よ
うへたれがとて安永五年七月ついでして又二年詰乃
清家留りの時時予とるして清家よ圖書が水づの
母子互よえは同いゝん情あぬいやせり老ぬれが
さぬつりれのちりまはけいふくはく同き君りれと
ふり古歌も即波等が母子のちりまはけいといと不
便ふおもふ也波が事い童職跡よ同江も所然も供

家老本庄が詰合たれば、江戸の事ハさせる間闕
もあらじ、との御事にて、三十余日母子対面の御
暇賜りぬ、又安永七年六月の事也、蓼沼友四郎此
年も御供して江戸に在り、去月末母死去のよし告
来り、忌断に引籠れり、此節の愁傷見るに忍か
たしとて、詰合の御膳番、御手水番、御小姓、
一紙連名の訴文もて、忌五十日の内御国元へ下ら
せたきよし、友四郎への御暇願し事あり、其訴文
の意を爰に書写しぬ、友四郎母死去の由告来り、
孝子の心底痛入也、九十に近き祖母、春中より
の病氣、発足前にも心元なきほどながら、両親揃
ての取扱なれば、少しき心も安かりしに、母死し
たれば

家老（侍頭）本庄弥次郎精長が詰めれば江
戸の事はそう支障がでないだろうとの指示
で、三十余日母子対面の御暇を下さった。
また安永七年六月、蓼沼友四郎はこの年も
御供して江戸に居たが、先月末母死去の知
らせを受け、忌引きとなった。この時の愁
傷を見るに忍びがたいとして、詰合の御膳
番、手水番、小姓が一紙連名の書面で、忌
五十日の内、友四郎を国元へ下らせてほし
いと御暇を願い出たことがあつた、その書
面の趣旨は、友四郎に母死去の知らせがあ
つて、孝子（蓼沼）は深く悲しんでいる、
九十近い祖母が春から病気で出立前にも気
懸りながら、両親揃つての世話なので、少
しは安心していたのに母が死に

家老中老が詰合をすれば江戸の事、知らせる間も何
らいとのおまゝよって二十餘日母子對面の清海賜りぬ
又安永七年六月の事や、身活友四郎、今年もは決して
江戸に在り去月末母死去の事、告あり忌勤お門
箒れ、此處の栴傷、是る事、恐り、として詰合の清海
清も如お清小姓一紙連名の訴文もて、忌五十月乃他
清國元へつ、せ、さき、り、友四郎への清海、報、も、つ、り
其訴文の意と、爰、小書、写、し、ぬ、友四郎、母、死、去、乃、也
告、ま、り、孝、子、の、心、愈、痛、入、也、九、十、と、近、き、祖、母、去、中
り、りの、病、氣、後、足、筋、よ、も、心、え、な、き、か、ど、ち、り、と、お、親
搦、て、の、お、扱、が、れ、が、お、き、つ、と、あ、り、り、し、母、死、す、れ、

祖母の看病、老父の身の上の心こころ元なく、妻子近類あれども、妻八月を重かさねし懐胎かいたい、夫それが上に幼年の子多あり、病身の老父が愁うれいに沈しづでの心尽し、あれこれあんどわすら彼は案あはれ煩わづらへるありさま見るにたへがたけれバ、忌いみ五十日の間、御暇おいとまたまはらば、老父、老祖母にもあひ、且老父の手当、病祖母看病の事など、近族懇意のものに深く頼まバ、孝子の心少しき安かるへきか、例なき願ながら、愁しゆう傷しょうの様子朝夕見聞して忍がたけれバと願ひたれバ、能よくもいづれもか願ひしぞ、とくく暇いとまつ遣かわせとの御事ゆへ、願の通たるへきよし、いひわたしけれバ、即日立て馳はせ下り、忌いみあかぬ内に帰府せり、

祖母の看病、老父の境遇が気懸りで、妻子近類が有るものゝ、妻は懐胎、幼子多く、病身の老父は不安を抱えて心配している、かれこれ考え悩む様子を見るに堪えがたく、忌五十日の間、御暇あれば、老父、老祖母にも逢い、老父の手当、病祖母看病の事など、近族懇意の者にしつかり頼めば、孝子の心も少しは安心できる、例の無い願いながら、彼の愁傷の様子を朝夕見聞して忍びがたい、との願いだった。治憲は、よくいづれもが願いい出たことだ、急いで暇遣せとの指示で、願の通りの言い渡があつた。即日、米沢に向かい出立して馳下り、忌明けしないうちに江戸に戻つた。

祖母の看病 老父の身乃上はぬえちなりし妻も近づく
りしども妻は月と重し懐胎まがよる幼年の子女の
し病方老父が愁よ沈でのふそし彼是業をすりて
さあえりしよふりしが志五十月の間清胸すはるを
老父を祖母よもつし且老父のよ為病祖母 看病の
事など近族慈意のものふ深く頼まが孝子乃ん
かきき安るすきり例なき頼まが慈傷もなき子
船又えすして忍びりしが頼むべき能もいづれ
もの頼むしをそくく胸をせとの事由一頼の通る
つきりいしわすりしが即日立て沈むる志ありぬ
政府せり

○ 御家に看病かんびょうことわり断の御例なかりしを、安永九年二月仰出しありて、後あとハ人々心のままに看病する事にハなりぬ、其仰出しに曰、家内におみて父母、妻子の病にハ其そのおもむき趣を達し、勤ひきを引ひきて看病いたすへく候、祖父、祖母、兄弟、姉妹、伯父、伯母、孫、甥おい、姪めい、舅しゅうと等に至てハ、外ほかに看病人なく、見放みはなしかたき子細あらバ、伺の上差さしず図にまかすへき事、但他家相続のものといへども、実父母の看病とならバ、届とどけい一通にて引べし、其外の親類ハ本文の通たるへし、一親類ありといへども、老年あるいは或幼少等にて、看病叶かなえがたきか、又ハ親類絶たえてなきに至てハ、組合、近所、朋友ほうゆうの内申もうしあわせ合、懇ねんころに看病して遣やるへき

三十四 御家に看病休みの例が無かつたが、安永九年二月に命令を出されたので、その後は心置きなく看病できる事になった。その命令は、家内で父母、妻子が病の時、事情を伝え、勤めを休んで看病すること。祖父、祖母、兄弟、姉妹、伯父、伯母、孫、甥、姪、舅等の場合は外に看病人なく放置できない事情があれば、伺の上、指図に従うべき事。但し、他家相続（養子）の者でも、実父母の看病ならば届一通で休むべし、其外の親類は本文と同じ。親類がある場合でも老年あるいは幼少等で看病できず、又、親類が無い場合は組合、近所、朋友の内うちで申合せ、懇に看病すべき

○御家小者病断の清例なりしと安永九年二月
廿日一有りて存らん公乃侍りし者病を事小
かすぬ其仰出し小曰家内ふたわて父母妻子供
病小其其趣を重し初よりて者病を事小
祖母兄弟姉妹伯父伯母孫甥姪男等よ至てハ
外よ者病人をく兄教りて子細ありて伺て
圖にありすき事但此家お續のものといども其父
母乃者病とありて一居一過よて門一其外の親族ハ
たふと過さる一親族ありといども母老年を幼
等よて者病叶てき又ハ親族絶てかきよてハ
廻合近不朋友の内ト合親よ者病としてむる可

事、

○ 何年の事なりしや、其年ハわすれぬ、江戸におハせし時の事也、挑灯男ちようちんおとこと看板掛ての見せものあり、此男下したくちびる唇長き生れにて、其唇を取て鼻を覆おおへバ、面おもてぢぢみ縮ミ鼻隠はなかくれれて、面短くなり、唇をはずせハ常の面になる、爰をもて、挑灯の張はりつ、畳たたみつするがごとくなればとて、挑灯男とハ名つけし也、此ミせものきのふハ彼所かそこにあり、けふハ此所こここに出たりなど、珍しく沙汰さたしける、去れハ御屋舗おやかたの夫方ぶかた見て、正しく御国何村だれの誰だれ（村の名、其ものゝ名も聞たりしがわすれぬ）なりといひしより、のぼつて公の御耳みみに聞えしかバ、縦令不具たといふぐの生れなればとて、手足全く具そなわるといへバ、其相應の

事。

三十五 何年か忘れたが治憲が江戸にいる時の事。挑灯男と看板掛けた見せ物があった。この男は生れ付き下唇が長く、その唇で鼻を覆うと、顔が縮み鼻は隠れて顔面が短くなる。唇を外せば普段の顔になる。それで、挑灯を伸ばしたり、畳んだりするよ。うだと、挑灯男と名が付いた。この見世物、昨日はかしこ、今日はここに出たと、珍しく噂になった。それを御屋舗の人夫が見てきて、まさしく御国米沢の何村の誰（村の名やその者の名も聞いたが忘れた）だと言うので、その噂を治憲も聞いて、たとえ不具の生れでも、手足は全く普通なら、その相應の

業も有へし、面をさらして見せものとならんハ、さぞ口惜くもおもはん、去れど家内はごくむたつぎのなく、賃銀にめでゝのゆへならん、早々其賃銀をあたへて国に帰せ、との御事にて、御国に帰り其家業にハつきぬ、

○ 安永三年の事也、江戸御参府の御道中、鍋懸なべかひと太田原との間にての事也、予が中押御供なかおさえおともにて登るに、病人あだ（アダとハ、病人をのせて村送するもの、駕籠のごとく、仮令に拵成せるもの）に行き逢たり、世にハ斯る難義なるものもありけりと、通過とおりすぎてみるに、伊勢参宮人とミへて、あだの後に羽州米沢桐町（桐町なりしか、立町なりしか、鍛冶町なりしや、鉄砲屋町なりしや、年久しけれハ覚束なし）誰と、書付たる笠掛かさかけてあり、扱さてハ御国もの

仕事も有るだろう。面を晒て見せ物となつては、さぞ口惜しいだろう。しかし家内を養う仕事もなく、賃銀欲しさなのだろう。早々、賃銀を与えて国に帰せ、と言いつけたので、御国に帰りその家業に付いた。

三十六 安永三年の事（訳註）、江戸参勤の道中、鍋掛と太田原との間（那須塩原市）での事。善政が中押（行列中央の警護）のお供の時に、病人あだ（あだとは病人を乗せて村送りする駕籠）に行きあつた。世にはかかる難義の者もいるものと、通り過ぎて見ると、伊勢参宮人らしく、あだの後に羽州米沢桐町（桐町か立町か鍛冶町か鉄砲屋町か昔のことではつきりしないが）誰と、書付た笠が掛けてあり、さては御国 of 者

業もろし一面をけしめて見せまのさかんきぞ
は惜くもおもひんきれど家内をこくむふりまのな
賃浪小のてり乃ち(る)ん早く其賃浪を何して
國を改せとの法事よして法をよゆり其業よはは
ぬ

○安永三年の事也江戸清左衛門の清道中編をと太田
系との間よて乃る也予が申押法はあて登るふ病人
阿アガとイ人とのせて村とあるもの
輪をなるものも阿りりりと通して見ると江戸場糸
官人として阿びのぼ羽列糸清廻町廻町なりしの徳治町なり
や徳治町なりし難と書付する是掛して阿りぬ清國もの
年々りの徳治町なりし

なり、国の守かみの御通行いきあひに行逢奉るこそ、彼が幸さいわいなり、国の民といへども他邦たほうにての病氣、知らず
はいかゞすべき、今御通行の道にて、我國の病人
村送むらわたりせらるゝを、余所よそに見て、過すぎさせたまふへ
きにあらず、此跡あとの駅に宿からせ、看病人附置つけおき、所
の医師を頼ミ、快氣を得て後、御国に帰さんにハ
と、馬に乗替のりかえ早乗はやのりして、公の御駕籠おかこへ馳はせつき、件くだん
のしかく伺まひらせしに、能よくハ心付たりく、
汝なんじが見つけしこそ彼が幸也、能ハ心付けたりよ
くハ心付けたり、兎ともも角かくもよろしくはからへと、
のたまハせたれば、又乗返し御供の御家老嶋津左
京に達し、御先立某おききたちながしに量はかりハせ、看病のため足輕、
夫方附置ぶかた、近郷の医師

である、藩主の通行に行逢ったのは、彼にとつては幸いだ、国の民と言つても他国での病氣、知らなければどうしようもないが、今通行中に、我國の病人が村送りされるのを余所事のように見て過ぎてはいけない。此後の駅に宿を借り、看病人を付け、医師を頼み、快氣を得て後、国に帰さねばと、馬に乗替、早乗して治憲の駕籠へ馳せ着き、この件を伺うと、よく気が付いた、汝が見つけたことこそ彼が幸いである、兎も角もよろしく計らえと言われたので、また馬を乗返し御供家老嶋津左京に伝え、御先立某に量わせ、看病のため足輕、夫方を付けおき、近郷の医師

あり國の守り清通行小行逢なるこそ彼が者なり
園乃氏といども他邦あての病も知らばいづす
今清通行の道よて我國の病人村送せしるを
よ見てこそさせしはよきよけの驛小宿りせ
者病人附並取乃醫師と称しは氣を得しは清國
小攻さんよは馬よ家者早業し公の清かる意に
馳つき件の志の伺やししせし能はん付りく
汝が見はるしこそ彼が幸也能はん付りく
より免も病とよりくくくくくくくくくくく
系とし清通乃清家老清津系小業し清家之業
よ量りせ者病のつるは病まは附並取乃醫師

など頼て、療治せしめしに、月を経、快氣を得て恙なく看病人と、もに御国へ下れり、追てきけハ此もの生国越後のものにて、彼町某がもとに奉公してありしが、抜参宮（抜参宮トハ、奉公中私の旅出叶がたければ、御境関所の通判もなく、主家を忍んで参宮せるをいふ）の下向に煩しもの也、此もの御国へ下りつきしかバ、水をあび御城北門のほとりに至り、ひたすらに御城を拝せしとぞ、

○ 黒田甲斐守長貞の御室瑞耀院（御名豊姫君）と申奉りしハ、綱憲公（弾正大弼と称奉り、御法名法林院殿映心と諡し奉る）の御女にて、黒田家へ御入興ましましてし御方、公にとりてハ御実方の御祖母にてましましてり、安永七年十一月、御年七十七にてわづらハせ給ひしかバ、御老年の御病氣御心元なく、日々朝五時頃入ら

など頼んで療治させたので、一月ほどで快氣を得て看病人と共に米沢へ帰ってきた。追って聞けば、生国は越後で、かの町の某のもとに奉公していたが、抜参宮（関所の通行手形もなく奉公先の許可なく伊勢参宮すること）の帰りに病氣になった者だった。この者は国に戻ると、水を浴び、御城北門辺で、ひたすら御城を拜んでいたそうだ。

三十七 黒田甲斐守長貞の正室瑞耀院（豊姫）は綱憲（弾正大弼、法林院殿映心）の娘で、黒田家へ入興された御方で、治憲にとつては実方の祖母である。安永七年十一月、年七十七で病氣になった。老年でもあり、治憲は気がかりで、看病のため日々朝は八時（五つ時）頃行かれ、

かと頼て療治せしむ。小月と仰懐氣と治て恙な
 く看病人々々。母小清國へ下り追てまけけけもの
 生國執候のもの。よて彼町某づもとよまそてありが
 拔糸宮拔糸宮といはる中私の號出叶ざらんを清徳
 國系不の通判もなく主家と恐てまふせと云ふの下向り
 煩くもの也。此もの清國へ下りはましり。水と何ぞ清城
 小門乃をしりしむりじとましり。清城と拜せしむを
 ○黒田甲斐守長貞乃清室瑞耀院瑞耀院名豊
 姫若と申しし
 綱憲公弾正大弼と種なり清法名
 法林院殿映心と謚しの清女として黒田守清入興
 傳まあせり清方公よちりて。清実方の清祖也。清
 まあせり安永七年十一月清年七十七あて。つらせあひ
 一の清老の乃清為氣清のえなく。月々物五時迄入ら

せられ、夜四時、或九時ころの御帰、重らせらるゝに至てハ、お帰なく、終夜御看病進られし事也、斯るおぼしめしにての御看病なれば、御膳、御薬の御すゝめより、御なでさすり進らるゝまで、御ミづから成し進られしハ、いふまでもなかりし、然ども御寿にも限あり、同月二十六日の暁、終逝去ましますり、斯る御取扱にてありける程に、黒田家の御家老より、御家中挙て公の御徳に感奉り、是までハ、御代も多く替り来れるより、次第く御遠々しく、御音信御通融の事も、御互に御諸家御同様の御模様に来れるの残念也、御近類多くあれども、末々御頼に存上奉るへきハ、御家様ならてなし、尤本家あれハ、本家に

夜十時（四つ時）、あるいは十二時（九つ時）頃の御帰りで、病気が悪化された時には、帰らずに終夜の看病に及んだ。このようない気持ちでの看病なので、治憲みづから食事や薬の世話をし、撫でさすったりもした。しかし、歳にも限りあり、同月二十六日の暁に亡くなられた。この取扱い様に、黒田家の御家老は、家中挙て感激しており、是までは、多くの代替りもあつて、次第に疎遠になり、音信通融もお互いに諸家並みの型どおりのお付き合いとなつてしまつて残念である、近類は多くあつても、末々頼れのは、御家様しかない、もつとも本家があるので、本家に

せき夜四時或九時一りの清飯重らせしるふま
ては清飯なく終夜清肴病をこし一事也勤るお
ほりあしよこ乃清肴病かれば清後清業の世に
あり清飯をこしるをこしはし清飯をこしる成し
いふすともなりし然ど毎清壽よも限りし何れ
乃曉終夜清飯よせり勤る清飯扱ふし清りる
黒田家の清飯老より清飯申挙て公の清飯は感
是は清飯の清飯も多し清飯申挙て公の清飯は感
し清飯に清飯融のまも清飯は清飯の清飯は
清飯は清飯の清飯也清飯は清飯の清飯は
な上なる清飯は清飯の清飯は清飯の清飯は

超て存上奉るとハ申がたし、本家を除て今、至近
の御つゞき多あれども、此方々よりハ別て厚く
御頼に存上奉る也、仍てハ此以後、寒暑、年始の
御附届をはじめ、其外何事によらず、千之助へ
も公と瑞耀院様との御間のごとく、各様より
中老のものまで仰下され、是よりも中老より各
様までの奉札もて、申上られたし、尤千之助幼年
微弱につき、何方様へも御逢も致されぬ程ながら、
末々を御頼申上る事なれば、御入下されし時ハ、
いつも勝手座の間へ請待し奉り、御親敷拝顔を
得奉り、諸事、御物教を受奉られたし、随て我
々事も寒暑、年始、又吉凶の事ありて罷上るに、
是までハ、御式台へ罷出申上

超える付き合いと申せないが、本家を除
き、近き縁家より、特に厚くお頼み致しま
す。以後は、寒暑、年始の御附届、そのほ
か何事によらず、千之助へも治憲と瑞耀院
との間のごとくされ、各様より中老の者ま
で仰せ下され、また中老より各様までは奉
札でもって申し上げるようにしたい、もつ
とも千之助は幼年微弱につき、どなたにも
逢わないのだが、末々をお頼申し上げる事
なので、お出で下さった時は、いつも勝手
座の間へ招待し、親しく拝顔し、諸事、物
教えいただきたい。我々の事も寒暑、年始、
また吉凶の事で伺う際、是までは式台へま
かりでて申し上げ

超て居上なることかたがた一家を除て今至近の法
法もき多河法もけきよりいふて厚く法好むよ
なる也仍ていけい法寒暑年始の内附屋をたしめ
其外河事ふりくは千之助一も公と瑞耀院様との法
同のぶとく多後より中老のもの法くは下す是より
中老より各後ゆでれなれもてとてとてとてとてと
幼年微弱よつき河法も法違も法たれぬ法も
末くと法頼と上る事なれば法入下すは時より法
望の間一清待しなり法親友拜教と得なり法事
法拍教を受なるとして踏てあも事も寒暑年始
又吉凶の事ありて法上りて是まで法法も法の上

奉りし也、是等の事ハ、是までの通心得居べし、
其外時々折から罷上り、御内々御機嫌をも伺奉り
たし、其節ハ御自分様御居小屋まで罷出、恐なが
ら伺奉りたし、此等の事、家中挙ての願なりと、
御家老吉田縫殿、予か居小屋に來りて願しより、
諸事瑞耀院様へ御附届のごとく、御内々にて御親
しき事にハ成たる也、斯りしほどなれば、吉田ハ
いふまでもなく、同役の渡部典膳、宮崎織部とも
に、時々予が居小屋へ來りて、御機嫌を伺奉り、
且幼君取そだての仕かた、補佐の心得など、及
なき予にも相談せるほどの事にハなりぬ、
○ 安永七年江戸におハせし時の事也、急の御用
と

ていたが、これはこれ迄通りと心得て、そ
の外に決まった時以外にも、内々に機嫌を
伺いたく、その節は貴方様の居小屋を訪問
して伺いたい。これは家中あげての願いと、
家老吉田縫殿が善政の居小屋に來て願いが
あり、諸事、瑞耀院への附け届のごとく、
内々に親交を結ぶ事になった。吉田はむろ
ん、同役の渡部典膳、宮崎織部ともに、時
々善政の居小屋へ機嫌伺いに來て、幼君の
取育ての仕方、補佐の心得など、力不足の
善政にも相談する程になった。
三十八 安永七年、治憲が江戸にいる時の
事。急の御用と

なりし也是等の事いふはゞこの通心得居る一其外
時におりる居より清月と清枝姫とも伺なりし
其節は清自ら振出居小を中とて居お忍なりし伺なり
し一け等の事家中挙てこの預かりしは家老吉田鐘成
予の居小居よりありて預かりしは瑞齋院松清附布
のおとく清月とありし清親もきまよふ激る也別りなど
られが吉田のりありてもむむく同役の清親典信宮崎
織部とも一時予が居小をありて清枝姫と伺なり
且幼君をそごこの仕りし補佐乃心得らんとて及なま予
よもお後せらるかと此事よかりぬ

○安永七年江戸よかりせし時の事也急の清月と

めされて、御目見申上しに、只うつむかせたまひて、何の御意もなし、いかゝの御事と伺奉れば、声をあけて泣たまへるのミ、怪ミ見上て何のゆへにてましますやらんと伺奉りしに、其御用をバのたまハで、我れ小家しょうけより斯かかる御大家たいけを続つづる事、本望ほんもう何か是に過ん、是といふも畢ひつきよう竟ハ、大殿様の有がたきおぼしめしよりなり、然らバ幾すこばくの心力をも尽して、孝行らしき御つかへかたもあらんに、御壮健にましますせバ、千万年もさかえましますべき様なる心たのミより、おろそかに過すこしの口惜きと、のたまひて、ひたなきになげかせたまひしほどに、猶もあやしく其故を伺まひらせし時、今すしよ凶書

(江戸御家老広居) が出て、大殿様

呼ばれて、お目にかかると、只俯いて、何の言葉もない。御用を伺つても、声を挙げて泣くだけなので、いぶかしく思い、どうしたのですか、と伺つと、御用には触れず、自分は小家よりこの大家の跡目を継ぎ、是に過ぎる本望は無い、これというのもつまりは重定のありがたい意向によるものなのだ、しかれば、どれ程か心力を尽し、孝行にふさわしい仕え方も有つたのだろうが、重定は壮健でもあり、いつまでも元気に栄えることだろうと思ひ、いい加減に過してしまつて口惜いと話して、只々嘆かれたので、猶も不思議でその理由を伺つと、今すしよ凶書(江戸家老広居凶書)が来て、重定が

のうして清国見とて一は只うのむらせうあいての清意
 もありいりのは事と細もれが声とあけて泣くは
 のと怪と見上げて何乃あつてはまはんと細なり
 一は其清用とびつはつて家も小家ありあつて清大
 家を續く事なや何の思よらん思ていふも早免の
 大政極のまらつてきおぼしつらかり細くきくの
 心をももそと孝行らしきはつりつるもあらんよは
 仕健よはませばふ万年もちりえはまはげぎ極
 つあつりあつそつふつこれ惜きとのつあひてむ
 つらまよちうげりせつあひつらどよれもあやしく其
 心を伺ふしつせし時今圖書江戸清書がむく大政極

御不例の早飛脚が着しといひきけし、尤さして御心もとなく存上るほどの御様子になきとハいへと、御案し申さん事を恐て、斯ハいひおこせしならんと、御なげきやまさりけるが、御涙を押しられ、図書へ今相談せり、何の道にもご様子御心元なけれハ、汝と玄寿（御側医三瀧）とを下して、御様体を伺奉るが、差当りての急なり、大義ながら早々馳下りて、御様子を委しくいひおこせ、又心に及んほどハ、年寄共へ能相談せよ、とのたまハせぬ、此日ハ十月の十六日、彼是する内夜もふけ、又ハ御用もありて、あすの立にハ叶がたく、翌々十八日の立と極し、去れハ翌十七日の夜、旅装も揃ふて、追付立んと

病氣との早飛脚が着いたと言つてきた、もつとも、それほど案ずる状態では無いというが、心配することを恐れてこのように言つてきたのではと、嘆きが止まらず涙を押しえられ、図書へ、今、相談した、いずれにしても様子が気が、りなので、汝と玄寿（側医三瀧）を米沢にやり、容態を伺わせることにした、差し当たりの急ぎで、大義ながら早々馳下り、様子を委しく知らせてくれ、また判断が難しい事は年寄共とよく相談せよ、と話された。この日は十月十六日、これこれする内、夜も更け、また御用もあつて、明日の立ちはできず、翌々十八日の出立と決めた。されば翌十七日の夜、旅装も揃つて、もう出立と

浄不例の早飛肺が急〜といひまけりむけりて浄心
 もとなくなるよるかどの浄極子よらきといひと浄薬
 トさん事を忍て勤いひいおこせ〜な〜んと浄かけき
 やはざりりるの浄法を押しき家書〜今お浄せり
 何の道よも浄極子のれんえなりけい油と玄壽浄例醫
三能
 とと下〜と浄極子と伺なるが急なるての急なり
 ち急か〜早〜池下〜と浄極子を急〜いひいおこせ
 又いふ乃んかどの急か〜能お読せよとの〜はいせぬ
 け日ハ十月の十六日波是はる内教もあけ又ハ浄用も
 ありて何とけまよハ叶びて〜十八日の急と極
 ちれハ翌十七日の教読懐も揃〜追付ま〜んと

する所へ、急の御用と召れしかバ、いそぎ出て御目見し奉るに、今又飛脚つけり、御様子重らせられたれば、官医の内を願ふて下せといひおこせり、官医衆願の事ハ、其運いひつけたり、扱御例の有無ハ知がたけれど、父のための看病とならバ、いかで御ゆるしのなかるべき、早速馳下りて看病し奉らん、夜を日に繼ての下りなれば、大勢の供つれてハ、其運あしかりなん、例の行列大半ハ残しおけ、兵三郎（御供御家老中 條至資）も残しおかん、汝一人押の供せよ、仍てハ汝にいひつけ置たる御機嫌伺の使ハ、浅間登理御手水番に代らせよ、何かれ図書に能談合し、頭取して、下りの事を

いう所へ、急の御用と呼ばれ、急ぎ出て治憲にお目見すると、今また飛脚が着き、容態が重いので、官医をお願いして下向してもらえと言つてきた、官医衆願の事は、その手続きを指示した、さて前例の有無は分らないが、父のための看病となら藩主治憲の下向御許しもあるだろう、早速馳下りて看病したい、昼夜なく下るには大勢の供を連れては運びも遅い、通例の行列の大半は残し置き、兵三郎（御供家老中 條至資）も残そう、汝が一人で警護の供せよ、よつて先日汝に言いつけた容態伺の使は、御手水番浅間登理に代らせよ、色々図書とよく相談し、責任者として、下りの事を

たる前(意)乃法用とるなり(い)をぎ出で清月(一)
 なる(一)今又飛御法(一)り清極子(一)重(一)せ(一)ま(一)つ(一)れ(一)だ
 官醫の(一)肉(一)と(一)預(一)ふ(一)く(一)下(一)せ(一)とい(一)じ(一)お(一)こ(一)せ(一)り(一)官(一)醫(一)の(一)預(一)
 預(一)の(一)事(一)ハ(一)其(一)運(一)い(一)ひ(一)つ(一)け(一)り(一)ぬ(一)例(一)の(一)ま(一)を(一)知(一)り(一)し(一)
 ぐれど父(一)の(一)あ(一)乃(一)者(一)病(一)と(一)る(一)び(一)い(一)り(一)で(一)清(一)の(一)ま(一)を(一)此(一)の(一)
 くる(一)き(一)早(一)進(一)馳(一)り(一)り(一)て(一)者(一)病(一)一(一)を(一)ん(一)を(一)目(一)を(一)目(一)り(一)
 絶(一)て(一)の(一)り(一)る(一)れ(一)が(一)大(一)勢(一)を(一)供(一)法(一)れ(一)て(一)其(一)運(一)の(一)り(一)
 たり(一)る(一)例(一)乃(一)引(一)列(一)大(一)半(一)ハ(一)子(一)一(一)お(一)け(一)兵(一)之(一)席(一)法(一)供(一)法(一)を(一)中(一)條(一)至(一)後(一)
 も(一)子(一)一(一)お(一)り(一)汝(一)一(一)人(一)押(一)乃(一)供(一)せ(一)ま(一)仍(一)て(一)汝(一)よ(一)い(一)ひ(一)つ(一)け
 是(一)る(一)中(一)條(一)姫(一)御(一)の(一)使(一)ハ(一)淺(一)間(一)定(一)理(一)法(一)も(一)如(一)表(一)不(一)代(一)り(一)せ(一)ま
 何(一)り(一)れ(一)圖(一)書(一)ハ(一)能(一)法(一)合(一)一(一)頭(一)取(一)一(一)て(一)下(一)り(一)地(一)事(一)成

量へとのたまハせられたれば、浅間代て三瀨と幸姫
君の御使山吉七郎左衛門（幸姫君御用人）と、翌十
八日早追駕籠にて立ぬ、扨官医衆の下りハ何ほと
急ても、あすの立には成がたからん、一刻もは
やく功者ならん医師を下せとの御事にて、松平肥
前守様御扶持人、徳永栄庵（今御側医となり亨庵と改
御頼、是も同日立て下れり、官医にては橋隆庵老
の嫡子、元春と申せし方を、御頼ありし也、扨
御看病御暇御願の事ハ余の事と違て、即日御暇も
下るべし、然らハ御礼として、御老中御廻直々御下
りあるへければ、御供ハおのく旅装束たるべし、
然る時ハ、御供揃置ての御願なるへし、廿日に御
願

取り仕切れと言われた。翌十八日、浅間代
りて（訳註）、三瀨と幸姫の御使山吉七郎
左衛門（幸姫用人）と早追駕籠で出立した。
さて官医衆はどれ程急いでも、明日の出立
には間に合わない、一刻も早く熟練の医師
を下せとの指示で、松平肥前守扶持人、徳
永栄庵（今は側医となり亨庵）を頼み、こ
れも同日出立。官医は橋隆庵老の嫡子元春
と申す方を頼まれた。さて御看病御暇願の
事は外の事と違つて、即日命令が下される、
しからば御礼として老中を廻り（訳註）、
そこから直々に下向するので、供の者はお
のおの旅装束をしておくべし、そのような
時は供揃えを調べての御願になる筈、二〇
日に願いを出し、

量下とのつはりせうれが浅間代て之能と幸姫君乃
 清波山吉七郎た時時と望十八日早追加る養
 てまぬぬ官醫流のりりハ何ぞと急ても何ぞのまぬ
 成づこつらん一刻もちやく功者らん醫師と下せ
 との由事よて松平肥前守候申持人徳永宗彦
 今今清隆清隆足も同日立て下りり官醫あつた
 播隆彦老の嫡子元春とトせ一方と清波河り也
 ぬ清者病清波申候の事ハ候の事とまゝと申日
 清波も下るべし細ハ清波とて清老申清波也
 下りり何れハ清波ハたのゝ詠書申するべし
 然る時ハ清波描畫ての申候なる一廿日小清波

即日の御発駕と夜を日に繼て、取運しほどに、十九日にハ、其取運も大半に揃て、あすの御願と混雜せる所へ、道中二日半の早飛脚到着、去ル十日の夜より十五日までの御様子、甚よろしく、少しき御氣遣進らるゝ事なく、官医衆御願にも及ハぬよしなりけれハ、御 歎斜よろこびなめならず、御看病御願かんびょうおねがい、官医御願かんいおねがいにも及ハせたまハす、御歎およろこびのあまり、大宴だいえんをもうふけられ、諸士に御酒こしゅたまハリし、

○ 天明七年の事也、御実父長門守種美公、仮初かりそめならぬ腫物はれものに泥なすませたまへる事を聞たまひ、そふそく御側外科おそばげか、堀内易庵を登せ御附置つけおかれて、時々ときどきの御様子

その日の発駕と、夜を日に繼いで取運んだので、十九日にはその手配も大半終わり、明日は御願するばかりと混雜する所へ、道中二日半の早飛脚が到着した。去る十四日の夜より十五日までの御様子は甚だよろしく、少しも心配する必要は無い、官医衆の願にも及ばずということだった、格別なお喜びで、看病願、官医願も不要となり、喜びの余り、大宴を設けられ、諸士に御酒を賜つた。

三十九 天明七年の事。御実父長門守種美が容易でない腫物に難渋している事を聞き、早速、御側外科堀内易庵を江戸に登らせ長門守につけ置き、時々の様子を

即日乃清友駕と表を日へ送て取遣しやどふ
十九日よ其元運も大まに掃く河と乃清頼と
混雜せる前(道中二日半)早飛御家へ去ん
十四日乃清より十五日までの清承子甚ふりく
かきき清氣をきく事なく官醫元頼も
及ぬゆかりに清欽料を清着爲清頼
官醫清頼よも及いせは清欽の河より大宮
をもつて色法士よ清酒はあり

○天明七年の事也清實父長門守種美公佐初
かぬ腫物よ泥せは事とすはひそあ清
側弁科堀内易庵を定せは附巻れて時々の清子

伺ハせられける、無名の腫物、難治の御症と聞せられしより、常ハ是のミ事としたまへる書物さへ廃せられ、書案のもとに、夜白、只黙座ましく、御心をいためたまへる御ありさま、中々拙き筆の形容しまひらすべきにあらず、去れば昵近しまひらするもの、慰め奉らまくおもひて、四方のけしき、或むかし今の物語など申上るに、只一通の御いらひのミにて、実に聞せたまひしか、聞せたまハぬにやも、しられぬほど也、あまりにいたませらるゝ事の甚しく、病ひの侵してわつらハせたまハん事を恐まひらするより、御歩行に御氣をなぐさめたまへなど、強て諫たてまつるものゝあれば

尋ねられた。あまり知られていない腫物、難治の病状と聞いて、普段は懸かり切りの書物さへ遠ざけられ、机に、夜昼、ただ黙座して、様々心を悩ましている有様は、中々拙き筆では形容しがたい。お側に仕える者達もお慰めしようと思ひ、四方の景色や、あるいは昔や今の物語など申上ても、ただ一通りの応い（笑いか）のみで、実のところ聞いているのか、聞いていないのかも分からない程で、余りにも落胆されるのが甚だしく、病に取りつかれてしまうのを恐れるほどなので、散歩などで憂いを晴らすよう、強く勧める者あれば

何んせしむるも各の腫物難治の内症と爲せしむる
もの常は是の事と爲す書物も廢せしむ
書案のむらも夜向只黙座はして清心といふ
はつる法ありは中々松きも形容さしむる
べきふりしむるが眠近さしむるもの極めさ
はくおもひて回言のりきまむし今物徳も
ととふも只一通乃清いしこのおもて実ふせしむ
しりませしはぬも志しむるもせしむるも
いふはせしむる事の甚しく痛いの浸してしりらせ
多ぬん事を恐しむるも清いもは清いと
かぐさめはぬるも法て諫めてはつるもの、あれが

又その諫いさめにも、もとりたまハす、其ものを召供して御庭を一めぐりめぐりたまへとも、遂御ついに一言の御咄はなしもなかりし、斯りし御様子なりければ、御左右そとうに給仕したてまつるもの、只手をおろし、御顔を見上まひらするのミ、遂無言にて時をもて退し事也、御腫物はれものと聞たまひしハ、五月の末つかたにて、八月の中旬に旅立たたまへハ、斯かる御様子にわたらせたまひしハ、凡九十日にも近かるべし、斯御物思かくにわつらハせたまへるを、予が折々召れし時の、御意の端々はしはしをもて、推はかり参らすれハ、そうそく御登まし、親しく御様子も伺ハせ給ひ、思しめしのまゝに、御看病成し進られたく思しめせ

またその助言に反することもなく、その者を召し連れて庭を一廻りされるが、遂に一言の話もなく、このような様子なので、側で世話をする者も、ただ手をおろし、御顔を見上げているだけで、結局無言のまま退出の刻限になるのだった。腫物と聞いたのは、五月末で、旅立は八月の中旬であったので、このような様子が続いたのは、凡そ九十日にもなる。かかる物思いにわずらっていることを、善政が折々に召れた時の言葉の端々から推量するに、早々に江戸に上りそば近くで様子を伺い、思いのまゝに看病をしたいと思つて

又その諫よももろりあはるは其ものをとる供して
清をを一のぐりめぐりあはるもを清一言のほ
かりり一野りて清孫みぢりりれが清左右は給は
うてあつるもの只羊とおろし清教をりてやうひあつ
のこを言よて時をよて退し事也清腫物と
せうあひり一五月の末はるこよて八月の中旬ふ籠ま
せうあひり清孫みよりてせうあひり一九月十日
よも近るる一野清物思し一うつてせうあひりて平が
おろちり一時の清意の端よもて推しりあはるは
そりそり清意あはる親しく清孫も伺ひせうあひ
思し一のあはる清着病成しをよて思し一せ

ども、義、不義の境むつかしく、泥なすみわつらハせ
たまひし也、夫それをいかにといふに、御隠居おんかくあらせ
られてハ、江戸に御住居おんぢゆうの筈はずなるを、御痛所おんいたしのた
め御国もと赤湯御湯治あかゆおんとうじの御願おんがんにて、御国にましま
せバ、御看病おんかんびょうとての御願おんがんも御憚おぼかりあり、御例おんれいの事
も亦また御覚おんかく束たなく、又外またに、御決断おんけつだんのなしく、思
し泥なすませたまひけるハ、君家御くんけおん不ふ如意にょいにつき、
累年るいねん半知御借上はんちおんかりあげあり、猶も御行立おんぎやうだてなけれバ、重おもき
儉約けんやくを命せられ、諸金主しよきんしゆへ永とこき年賦ねんぜいの御頼おんたのあり、
御家中おんぢゆうちゆうへ三ヶ年の増出金ましできんなど、仰付おほつられしも去年
なるに、御実家おんじつけのため、少すくからぬ御入料費おんいりりょうひしたま
ふ事の御氣おんきかゝり也、当御家たうおんけの

も、義・不義の境が難しく悩んでいたよう
だ。どうしてかというと、鷹山は隠居して
本来は江戸に住居すべき筈が、痛み（訳注）
があつて国元の赤湯での湯治願を出して国
元にいるので、御看病とても江戸に行く願
は憚られ、例もあるかどうか分からず、ま
た他にも決断しにくいのは、御家の財政厳
しく、累年、家臣から半知借上して、なお
も立ち行かず、重い儉約を命じ、諸金主へ
は永い年賦返済の依頼もしており、御家中
へ三ヶ年の増出金等を命ぜられたのも去年
であるのに、実家のために少からぬ出費を
する事は気懸りで、上杉家の

ども義不義の境むつしく泥まつふせはむじ也
夫といふといふは清隠居のせきせていふ事
清住居の苦なるを清福前のこの清國もせ赤湯
清湯治志清頼めて清國小はせせ清着福とての
清頼も清憚りの清例の事も亦清是れなる
又介は清変りのかしく思ひ泥せしむいふ
君家清不如意ふつき累も亦知清備とあり
杉も清行をかりしが重き(儉約と命せし法令を)
永き年祇の清頼りの清中(之々の増知金を)
行付しきしも去るなり清実家のつるあかりぬ
清入料費しつる事清の清気かや也清家の

御相続ましますからハ、御家のため、御国民のためとならば、幾ばく費ついでさせたまはんも、元より其筈はずの事ながら、御実家のために費させ給ふ事、御家中に対せられての御義理、覚束なきとの思しめしより、登らせたまふの義に当るか、登らせたまハぬの義に当るか、此境御決断成がたく、御胸中を苦しめたまひし也、去れば是がために、御看病を成したまハさらんも、御孝義の闕かけて、御国民に臨ませ給ふ御行おこないにあらず、又御実家のために、御家中に対せらるゝの義を闕かせたまはんも、御本意のなければとて、猶又御手元きびしく御儉約けんやくを用もちさせられ、

相続をするからには、上杉家のため、あるいは国民のためならば、どれ程出費しても、元より当然の事ながら、秋月家のために出費する事は、家中に対する義理、覚束なく思われ、江戸に登るの義に当るか、登らないのが義に当るか、この境の決断をしがたく、胸中を苦しめていた。されば、このために看病をしないのも孝義が欠け国民の範とする行為とは言えず、また秋月家のために、家中に対しての義を欠くことも本意ではないし、なおまた自分の手元経費を厳しく儉約し、

清相續ありやありの清家のこの清國民のこのと
かゝるが貴むく貴さうせうありしもえりり其苦乃
事なりし清美家のこの小貴さうせうかま清家此に
對せしきての清義理覚え未だ事との思ひのりり
登りせうあり義よあるり登りせうありぬか義ふ
あるりけ境清安ひ成りて清胸中と若りの
うありげやまれば是がこの清者病を成り
多ありさうしも清孝義乃願けて清國民は臨ませ
ありは行ありし又清美家のこの清家此に對
せしこの義を願せうありしも清本意のなりだ
とては又清もえまじく清儉約を用さるべき

年々進らるゝ御仕切金をくり出して、登らせらるへきとの御事にて、遂御願あり、御出府ハなされし也、扱此御物思に泥せられし内、折々予をめして、御義論の事あり、其節々の御物語の内、一、三ヶ条爰に記す、或時の御意に、扱我等か不孝の罪遁がたし、正しく御胤を受まいらせて生し父上と、養ハれまひらせし父上と、義における、情における愛敬の心、齊しかるへき筈なるに、大殿様の御事ハ、此暑さにハ泥せたまハんか、此寒さにはあたらせ給ふましきやと、暑き、寒き、雨にも、風にも御案申上る事、実に誠にはなれず、おもひ奉

年々もらう鷹山の仕切金から捻出して江戸に登ろうとの事で、遂に願を出し、出府された。さてこの思い煩う間、時々善政を召して、議論されたことがある。その節々のお話のうち、一、二、三をここに記して置く。ある時の言葉に、さて私めの不孝の罪は遁れがたい。実の父上と、養い親の父上と、義にも、情にも愛敬の心は等しかるべき筈なのに、重定の事は、この暑さに難渋してないか、この寒さには体調を崩してはいないかと、暑さ、寒さ、雨風にも案じ、実に誠に心から離れず思う

年々をくくして清仕切念をくくり出して登りせり
つきとの仕事よてこそ清願あり清出府はるすれ
也おけは物思お泥せりきく旧おく予とめりて
清義論の事あり其節々の内物論乃旧二三個條
差よ記し本時の清意よぬ家等の不孝を深
遠ごくく正しく清淵を受まらせりせり生
父上と養ひれやむしらせり父上と義小おる情小
かろる愛敬乃心齊りくるき苦るはる大敬極此
は事おけ暑さふい泥せりはるけ寒さふめを
てせぬふまききやも暑さきききぬめと風ぬも
清葉しるききふ減よんふるられぬおぬいな

事也、長門守様御事も、齊しく御案申上筈なるに、いとけなきより御わかれ申、折々の御目見さへ疎く打過まいらせしゆへにや、今八十里あなたに置まひらせて、おもひ上まひらすの日々ならぬハ、いかゝの事にや、大殿様をおもひ上奉るにくらべて、大に親疎ある事、不孝の罪、何か遁るゝ所あらんと、千々に悔ませたまふハ、恐入て伺奉りし也、又或時の御咄に、きのふの暑さに、鉢の木に水灌がせへきとおもひつきし、父上の御事を案まひらする間に、何ぞ鉢の木に心のつくべき、斯不孝には生しと、無念におもふて、やめしとのたまハせし、又或日

のだ。実父の長門守の事も、同じように案じる筈なのに幼い時に別れ、折々の目見さへ疎く過ぎてしまった故か（訳註）、今八十里はなれていて、思いあげる日々の無いのは、どうした事か。重定を思い挙げるに比べて、大いに親疎ある不孝の罪、これのがれるすべはあるのだろうか、どうしたらいいものかと、様々悔いていることを伺つてこれには感服した。またある時の咄に、昨日は暑くて、鉢の木に水遣りしなければと思つたが、父の事を案じているのに、どうして鉢の木に気が向くのだろう、親不孝に生まれたものだど無念に思い水遣りをやめたと言われた、またある日

事也世に極心事も存しく内業と云ふは
いとけなきより内より外に清見さう疏く
あるまゝいせしゆふや今八十里阿かこに是は
いらせておもひ上まじするの月くぬぬいの
事よや大願極をおもひ上まじするふくづて大
親疎阿る事不孝の衆何り造るる不阿くと
千々よ悔やせしゆふは入て細ちりしや又本
時の内性小きのふ乃異さふ鉢乃本より水灌りせ
しきとおもひつき父上の心事を案すしむる
同よ何ぞ鉢の本よふ乃はくづき野不孝めを生
しと念ふおもふくやのしつはせし又或日

の御咄はなしに誠に残念なる事あり、きのふ奥へゆき茶の間にて茶をのミたり、女中どもの事なれば、此節の様子を気のとくにおもひ、何をがな機嫌をとり、気を慰めんとて、様々おもしろおかしき事をかたりあふて居るをきく内、おかしき落しはなし咄はなしに、おもハす吹出して、くつと笑ひし、此節おかしき心ハなき筈はずなるにとおもへば、女中どもへも恥しく、其まゝ立て帰れりとのたまハせぬ、

○ 御看病として、発駕まし／＼けるハ、天明七年八月十七日にて、道中もいそがせたまひ、同月廿四日申の半なかばばかりに、江戸桜田の御屋舗につかせたまへり、直すくにも

の咄に、誠に残念な事があつた、昨日奥へ行き茶の間で茶を飲んだ、女中どものことなので、この節の様子を気の毒に思い、どうかして機嫌をとり、憂いを晴らそうと様々面白おかしい事を語りあうのを聞いているうちに、おかしな落し咄はなしに、思わず吹出して、くつと笑ってしまった、この節おかしき心は無ない筈はずなのにと思つと、女中どもへも恥しく、そのまゝすぐ帰つてきてしまつた、と言われた。

四十 天明七年八月十七日、看病のために出発。道中も急がせ、同月廿四日四時ごろに、江戸桜田の屋舗に到着。直ぐにも

の性小減り、殆どなるま何りまきの小奥、もま
茶の間よて茶とのこり、女中とも乃事なれ、
け良の梅子と氣のこり、よちもい何ぞれ、梅姫と
ちり氣と癒りしとて梅、おもひなり、ま事、
かたり、つら、居る、とき、く、月、かり、死、為、
吐、よ、も、
吹出し、と、く、ろ、と、笑、ひ、
け、帝、なり、ま、心、ハ、ち、ま、
言、
ち、る、ふ、と、おも、
い、
と、恥、
し、
く、
其、
は、
ま、
て、
ぬ、
き、
し、
と、
い、
は、
せ、
ぬ、

○清者病として、妾如、は、く、り、る、ハ、天明七年八月
十七日よて道中もいそぐせ、あ、い、月、廿四日申のま
ちり、り、小、江戸、梅田の、清、屋、浦、よ、は、り、せ、
あ、り、あ、よ、

長者丸（長門守様御隠居所、秋月様御下屋鋪）へ入らせらるべきおぼしめしながら、御家老（江戸御家老色部典膳）へ逢せられ、御国元への御用仰含られ、且御供廻へ御賄下さるゝため、御屋形へ先つかせられ、典膳へ御用仰含られ、御供廻に餉なさしめ給へり、去れば御祝の御膳進奉りしに、御菜のものへも御箸つけられず、御飯さへ漸く一椀をきこしめし遂せられ、御待請の御客様方へもそこく、御会釈あり、疾御出殿ありしほどに、御駕籠脇衆、御先手衆をはしめ、纒二、三人ばかりづゝならで揃ハす、御身近く勤る御刀番衆さへ揃ハぬに、直に御駕籠に召させられ、疾々いそげとの御意下りて、いそがせたまひけれハ、御駕籠のものも纒三、

長者丸（長門守隠居所、秋月家下屋敷）へお出でになりたいと思ひながらも、先ず米沢藩家老（江戸家老色部典膳）に逢い、国元への御用を指示し、かつ供廻りの者へ賄いを下されるため、米沢藩桜田屋敷の屋形へ着き、典膳に指示し供廻りに食事をさせた。鷹山は到着祝の膳を進められたが、菜のものに箸をつけず、御飯も漸く一椀召し上がっただけ。待つていた方々にもそこそこ会釈して、急いで屋敷を出たので、駕籠脇衆、先手衆をはじめわずか二、三人ばかりで揃わず、鷹山の身近に勤める刀番衆さへ揃わないのに、直ぐに駕籠に乗り、早く急げとの仰せで急がせたので、駕籠のものも僅か三、

長者の杖 杖月柳の杖 一つとせしむるがたのめりながら
法師老 法師の杖 一達せしむる法師の杖用ひ念ふ
目法師は法師の下さるる法師を形く先はうせられ
典經法師用ひ念ふ法師は法師の杖なりわたりをれ
法師の杖は進ませりし法師のものも法師著けり
らしは杖は杖さるる杖を一握ときこりてをせしむる
待請の法師は杖方一もそこしくよはる杖の杖は杖
ありし杖を法師の杖先も元ともしの杖に三人
をりりつゝなるて杖の杖は杖近く勧る杖刀番なり
杖の杖は杖は杖よる杖は杖よる杖は杖よる杖は杖
杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖
杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖は杖

四人にて昇奉り、御刀番衆も漸く虎門にて追つきたてまつり、外御供廻も追々走付まひらすれば、半途ならん頃に漸く御行列ハ揃しとなん、斯る御いそぎの内にも、有がたき事あり、麻布桜田町より振子橋へおる、所坂中にての事也、此日大雨にて道あしく、御駕籠のもの、すべりころけて、御駕籠を落せしかば、御刀番衆、御駕籠脇衆など、あはて、御駕籠を取上、いまだ公の御機嫌もうかゞひ奉らさる内、御駕籠よりのぞかせ給ひ、駕籠のものハ怪我せぬやと、問せたまひし、去れば此日より、親しく御ミづから御看病成し進られ、夜ハ九時下りに御帰殿まし、翌朝ハ

四人で担ぎ、刀番衆も漸く虎門にて追つき他の供廻りも追々走りついてきて、道半ばの頃に漸く行列が揃った。この急ぎの内にも、ありがたい事があつた。麻布桜田から振子橋へ下る坂の途中の事で、この日は大雨で道が悪く、駕籠の者が滑り転げて、駕籠を落としてしまったのだ。刀番衆や駕籠脇衆などが慌て、駕籠を取上げ、いまだ鷹山の様子を伺う前に、鷹山が駕籠から覗いて、駕籠の者は怪我はなかつたかと、尋ねられたのだ。さればこの日から、自ら直々に実父を看病なされ、夜は十二時過ぎ（九時下り）に帰殿し、翌朝は

四人如く昇なり清刀あなも漸く虎門より追はき
てはつり外内代也も追く走付まゝいしむる半途
るくんばは漸く清行列は掃とるん動るれいなきの
内よもまゝさきまのり麻布橋田町より抵子橋むき
不坂中あとの事也け日たるよめて道何くく内か
巻のものもづりこらけて清か巻と為せーりだ
清刀番元清か巻振元など何とて、清か巻を
あといまじ公の清掃短もうづいささる内清駕
巻よりのぞりせあひかたのものを怪おせぬや
回せしあひまればけ日より新しくはるくは着
病後一をく是夜ハ九時より清返殿よりく翌日の

辰たつの刻くわばかりに入いらせられ、夜よ八はいつも九く時じ下くだり、
或やっどきすぎ八は時じ過すぎて御ご帰かえ殿どのの事ことあり、又また御ご泊とまりがけ御ご看かん病びやうの
事ことも多おほあり、御ご様さま子こ差さ重おもらせられし、九月くわがつ廿にじゅう一いち日にち
より同どう月げつ廿にじゅう五ご日にち御ご逝し去さまでハ、夜よる白びやくつづけての御ご
取と扱とくなりし、八月はつがつ廿にじゅう四し日にち着つせたまひ、九月くわがつ廿にじゅう五ご日にち
御ご逝し去さまで、凡およ三十さんじゅう有あ余よ日にちの間ま、御ご寝ね食じきを安やすんし
たまハす、夜よる白びやく、御ご看かん病びやう進しんられしとぞ、但たゞ月つき々々十じゅう
三さん日にちハ御ご家けの重おもき御ご潔けつ齋さい日にちにつつき、九月くわがつの十じゅう三さん日にち
ハ御ご断とりわりにて入いたまハす、翌あした十じゅう四し日にちハ御ご対たい客かくとし
て、松まつ平へい周しゅう防ぼう守しゅ様さまへ入いらせ給たまひ、且かつ明あ日にち御ご召めしの
御ご奉ほう書しよ御ご到と来らいにつつき、入いらせられす、翌あした十じゅう五ご日にち御ご
城じやうへ召めれて、有あがたき台たい命めいを

八はち時じ頃ころ（辰たつの刻くわ）にお出いでになり、夜よるはい
つも十じゅう時じ（八はちつ時じ）、十二じふに時じ過すぎぎ（九くつ時じ）
て御ご帰かえ殿どのになつた。また泊とまりがけ看かん病びやうも多おほく
あり、重おも体たいとなつた九月くわがつ二十にじゅう一いち日にちより御ご逝し
去さの同どう月げつ二十にじゅう五ご日にちまでは、夜よる昼ひる続つけてのお
世よ話わで、八月はつがつ二十にじゅう四し日にち江え戸と到と着ちやくから九月くわがつ二に
十じゅう五ご日にち逝し去さまで、およそ三十さんじゅう有あ余よ日にちの間ま、
寝ね食じきを忘わすれ夜よる昼ひる看かん病びやうされた。但たゞし、月つきの十じゅう
三さん日にちは御ご家けの重おも要やうな潔けつ齋さい日にちにつつき、九月くわがつ十じゅう
三さん日にちはお断とりして出いかけられず、翌あした十じゅう四し日にち
は対たい客かくとして松まつ平へい周しゅう防ぼう守しゅの所ところへ行いき、且かつつ、
次つぎの日にちお召めしの奉ほう書しよを頂たまいたので行いかれ
ず、翌あした十じゅう五ご日にちは江え戸と城じやうへ上あがり、勿な体たいない
台たい命めいを

辰の刻ぞりり小入せしむ疾いつも九時より八時
まで清浄殿の事有り又清浄がけに着病の事も
多有り此極子長重くせしむ一九月廿一日より
同月廿五日清浄去後ぐの疾白法ぐけこの清取
扱かりし八月廿四日迄せしむい九り、廿五日清
浄去後ぐの疾二十を附日の間清浄寢舎とあんし
く疾の疾疾白清着病をせしむとぞ但月々十三日
清家の重き清浄齋日よつき九月の十三日は別よて
入せしむの疾十四日ハ清浄殿ありて松平園訪ち極
入せしむの疾い且明日清浄名の清奉書いふ事ありつき
入せしむの疾十五日清浄城へ入してまがりつき台命と

蒙こうむらせられければ、此日朝の内御看病なく、
上意じょうい濟すみ一寸御屋形へ入らせられ、御飯みいきこしめし、
御国元へ右御吹聴ふいちようの御用など仰含られ、御礼と
して、御老中がたへ廻まわらせられ、直々じきじき長者丸へ入
らせられ、上意御吹聴、御拝領の御羽織御取分進おほりおとりわけまいらせ
られ、御看病なし進まいらせられしとぞ、
○ 長門守様御事、御祈療きりようしるし験なく、終に逝去し
たまひければ、其御いたミ悔ませ給ふ事、中々筆
の書写すべきにあらず、去れば、朝起たまふより、
夜いねたまふまで、麻の御上下かみしも召させられ、御座
の間に黙座まし、書籍、筆硯ひっけんをだに御手にふ
れたまはず、朝夕

頂いたので、この日朝の内は看病できなかつた。上意が濟むと、一寸屋敷へ戻られ、御飯を召し上がり、国元へ台命を知らせる用など指示して、老中の方々へ御礼に廻された。それから直々に長者丸へ行かれ、上意の事を話されて拝領の羽織を取分けて贈られ、看病を行った。

四十一 長門守の事は、祈療の甲斐なく、終に逝去されたので、その悼み悔やむ有様は、中々表現しがたい。起床して就寝する迄、麻の上下を着け、御座の間に黙座し、書籍、筆、硯にも手をふれず、朝夕

蒙りせしむるればけ日射の内は着病なく上意深
一寸清を形へ入らせしと清候きこしめし清國え給
は吹施の清用なるとは合しと清候とて清老中が又
廻らせしと申し去者丸へ入らせしと上意は吹施
清相願の古羽織清丸分をらせし清着病なく進
せしむしとを

○長門古候は事清行療疾なく終り遊去し
はあいられが其清いつと悔中せり事申し筆は
書寫はまじりては清起はあふり秋の
はあふりて麻の丸上下石をせしと清望の間に黙座
はしき書籍等祝ひては清は小ふれはあはれ物

御膳供したまふと、御拝礼なし給ふと、又ハ御自由ごじゆうに立せたまふとの外ハ、始着座したまへる御畳の外へハ、移りたまハぬほどなれば、まして御左右ごさうにつかへ奉るものゝ御咄はなし申上るも、龍光院様（長門守様御院号）御在世の時の御うへ、又ハ御病中の御事など申上れば、夫それが相応の御いらひの下るまで、余事に及べハ、御いらひもなかりしとぞ、只御屋形にての御勤のミか法の事にて、御寺に詣ましくても、御膳も御ミつから供したまひて、誠にいますがごとく、つかへたまひしとぞ、去れハ喪の御勤のたぐひなく聞えさせたまへバ、御看病中の御つかれより、喪の御つゝしミの斯りしかバ、必煩ハせたま

御膳を供え、拝礼される事と、御自由（手水場・廁のこと）に立つ外は、初めに着座した畳の外へは、動かない程で、まして側に仕える者が龍光院（長門守院号）在世の時の様子や病中の事など申上てもそこそこの答えで、他の事には答えもない。ただ屋敷での御勤だけでなく法事にて、寺に詣出たときも、御膳も自ら供え、まことに今も居るかのよう仕えたそうだ。されば、喪の御勤は比べる者が無いと聞こえる程なので、看病中の疲れと、喪の慎みのこのような疲れで、屹度煩うに違いない

法信傳くはあつと法相禮ねくあつと又法自中ふ
ませつはふとの外は始末せしつあつ法皇のつか
移りつあつぬがどなれが法して法尼右よ法りつあ
もの法他とつるも龍光院撰法の法皇は在世の時れ
はうへ又法痛中の法事なごしつあがまがあつる
法いしひの下るはで法事よ及ぶ法いしひなりし
とぞ只法空形あての法勅のこの法の事よ法寺ふ
諸法しつても法信も法つる供しつあして法よ
いしひがぶとく法りつあひしつあつる法の法勅の
つづいふくまふせつあつ法着痛中の法法りれ
かり法乃法信しつこの法りしつあつる法

ハントの御いたハリにて、つとめ給ふのたぐひなきハ、げに御尤に御嬉しくハおほせとも、若も煩ハせたまハゞ、御国に在せる父上のなと御心の安かるべき、御上下ハ脱せたまへ、世俗のならハしに、精進あげといふ事あり、家の父がゆるしまひらする、是からハ魚もきこしめせ、御勤も少しき弛べたまへと、大殿様より御肴もたらせて贈進られたるハ、又有がたき御慈愛とぞ聞えし、去れバ、斯る御慈愛の浅からぬに、何かハたまらせたまふへき、むせび泣せたまふのミ、此日ハ十月廿一日の事にて、其御肴もて御膳も常より過してきこしめし、御酒も其日ハきこしめし、夜に入れハ御小姓頭、

との勞りから、おつとめが類なきは、いかにも、もつともで嬉しくは思うが、もしも煩ってしまったなら、国元の父がどうして心安らかでいられるものか、上下は脱いで、世俗の習わしに、精進上げという事も有り、父が許すから、これからは魚も食べ、御勤も少し緩めよ、と重定から肴が贈られてきた。ありがたい御慈愛と感じられ、かかる深い慈愛に、治憲は何か堪え切れず、むせび泣かれた。この日は十月二十一日のことだ、その肴で御膳もいつもより多く食べ、御酒もその日は飲み、夜に入ると小姓頭、

んとの清くつりよて清くのみこのころにさきいげよ
けむよ清くくいたはせともおも煩いせよあつが
清國ぬをせる父上のおとは心のあるまじは上下の
脱せよあ世俗のをくく一精進阿げといふ事
阿り家の父がゆるくまひはある是りくハ魚もきこ
めせ清くもかき馳ぐあつと大勝縁あり清く
もよせよ清くをくまひはあつと清く慈をとりぞ
まよくまれが勤るは慈愛の清くぬハ何りハあ
らせよあつとまむせよ清くあつとけ日ハ十月
廿一日のまよて其清くもて清くも常よりさきこ
きこくの一清くもま日ハきこく一ハおよ金に清く

御近習衆などめされ、御前にて御酒たまはり、初御忌日過同廿六日より、御上下かみしもハぬかせたまひけれど、余の御つとめ、御つゝしミハ、始も終りも在らせられざりしとぞ、

○ 上天、人の徳を世にあらハさまくおぼせば、其人の身心を窮迫せしめ、勤しめて、其徳、其行をあらハれしめ給ふ事、いにしへより然なり、去れバ上天、公の御徳を世にあらハさしめたまハんとにや、十一月十五日の事也、きのふまで御実父の御喪に籠こもらせたまひ、けふ御忌明いみあけといへる夜五時いつしご、御国元より早追はやおいの飛脚つきぬ、何事ぞと驚かせたまへバ、御父重定公去ル頃ころより、仮初かりぞめならず煩ハせたまひ、十日の夜、猶も重らせ給ひしと

近習衆等呼び、御前にて御酒を賜い、初御忌日過ぎ十月二十六日より、上下は脱がれたが、他の御つとめ、お慎みは、始も終りもなかつた。

四十二 天は人の徳を世に示したいと思えば、その人の身心を窮迫させる試練を与え、努力させ、その徳、その行いを顕わそうとする事、昔より然りである。それ故、天が鷹山の徳を世に顕わそうとしたのか、十一月十五日のこと、昨日まで実父の喪に服し、今日、忌明という夜八時、国元より早追の飛脚が着いた。何事かと驚けば、父重定が、先日より病に侵され体調悪く、十日の夜はなおも重くなつたと

清道智意ふとめされ御前よては酒はあづり初は忘日
乙酉女六月より清上下のめをせつあひるをて清道
法との清つていふ始も終りもなせしむるを
○上天人の徳と世よめりてはくた月せを其人の
身心と窮迫せしめ初りて其徳其約をいふれ
しめあふ事いふ一より然るりまれば上天公の清法
をせふりていふ一のあひるとよや十一月十五日の事也
きののふまで清道父の法喪よ善しせつあひる清
道明といふ者五時清國えより早追の飛脚はまの
行事をて終りせつあひる清道父重定公まにけより修初
からん類のせつあひる十日の秋はも重しせあひると

告来りぬ、何かハ猶予したまふべき、翌十六日御暇の御願あり、翌十七日暁丑の刻、江戸を立せ給ひ、夜を日に繼ていそがせたまひしほどに、時しも降つむ雪路なから、同月廿四日子の刻ばかり、御城にハ着せたまひし也、去れバ旅御装束のまま御病床を伺せ給ひ、即夜より御看病進らるべかりしが、御慈愛の浅からぬより、其夜ハ御暇進られ、丑の時ばかりに御隠殿へハ着せたまひぬ、去れど只御看病に御心を尽させたまふより、此夜一寸入らせられ、御対顔ありしまで、以後ハ御奥へも入らせたまはず、日々朝ハ五時、夜ハ九時下のりの御暇、或終夜の御看病あり、翌年

告げ来たのだ。猶予はできず、翌十六日御暇願を出して、翌十七日午前二時頃(暁丑の刻)、江戸を立ち、夜昼なく急がせ、丁度その時は降り積もる雪路の中、同月二十四日午前零時頃(子の刻)、御城に着かれた。そして旅装束のまゝ病床に伺い、即その夜より御看病されようとしたが、父の深い慈しみにより、その夜は暇をとられ(訳註)、深夜二時ごろ御隠殿へ着かれた。しかし、ただ御看病に御心を尽したいと、この夜は一寸入られて対顔したが(訳註)、以後は御奥へも行かず、日々朝は八時(五つ時)、夜は十二時(九つ時)過ぎに退出、あるいは徹夜の御看病もあり、

翌年

告来りぬ何のハ程縁一ハあふべき翌十六日清城の
清願阿りの翌十七日曉丑の刻江戸と云せ少い取
と目と述ていそぐせハあひしやどし時にも降はむ
雪路なりし同月廿四日子の刻より清城よハ云せ
ハあひし也去れバ詭清結末の由清病牀を伺せ
多し即夜より清看病をさるるより一ハ清慈を乃
清くぬより其夜ハ清城進了ま丑の時をりり
清願殿ハ云せハあひぬ去れど只清看病ハ清心
と云せハあふりけ夜一寸入せし清対殿の
由で以ハ清奥ハ入せハあはれ月ハ五時
九時下りのハ或縁の清看病阿り翌年

二月十六日御床退御祝まで、凡八十有余日の間附添せたまひての御看病、中々拙き筆の書尽べきにあらず、此永き日数の内、漸く二、三度にハ過じ、御供の揃ハぬ間に御奥へ入らせられ、御茶たばこ召上りし事ありしばかりとぞ、扱永き御病氣の事なれば、御取扱申上奉る御近習衆も、弥益つとむるとハいへど、長きつかれの積りたれば、ねふり催すもありけるに、終ねふりたまへるを見上奉らざるハ、有かたくも亦おそろしくぞ見上奉りしとぞ、又或時の事也、いまだ御寝なり居らせたまひしに、御下血あつて、今朝ハ少しき御様子のあしきと告来りければ、御床の内より

二月十六日床上げ祝まで、およそ八十有余日の間、付き添つての看病で、なかなか拙い筆では書尽せない。この長い日数の内、ようやく二、三度に過ぎないが、供が揃わない間に奥に入り、お茶・たばこを召し上がったことがあつただけだつた。さて、長い病気の期間、御世話申し上る近習衆もいっそう頑張つて勤めたが、長い疲れが積つて、居眠りする者もあつたが、終に眠るのを見ることはなかつた。ありがたくも、おそろしくも感心することだつた。またある時の事、まだ就寝されて居た所へ、重定が下血され、今朝は少し様子が悪いと告げ来たので、御床の中から、

二月十六日清康退任祝儀にて九十八を昨日の間
附儀せうあひしての内者爲中々松き筆乃書巻
つきよつゝ以成永き日故の内漸く二三度ふらごど
清儀の持いぬる小清奥へつゝせき清康たごころと
てし事ありしなりとをぬ永き清康の事なりし
少少扱ひとせむる内通習も益法とむるこいひど
去き清りれの傍りてれが福あり信法もつりしふ
終福ありてあつるを名とせむるいふつてと亦
たそありてそ名とせむる又當時の事也いふ
清寝なりてあひせうあひし小清下血つゝ今暫か
しき清福のつゝきて若ありしは清林の内あり

供廻せとの御意あり、直に御はかまめし、御大小
さゝせたまひ、向寄むきよ近き御仲之間口より出させ給
ひしに、まだ御小者おこものの廻らで、御はきものゝなか
りけるが、ちらし草履と唱て、御供のものゝため
に設置しつゝえおける草履のありけるを、御足みあしにつけられ、
御道すがら御袴はかまの紐ひもむすびなからに、走せいそ
がせたまひしとぞ、去れば、前年五月の末より、
翌年二月の半まで、凡二百五、六十日の間、少
き間断かんだんなく、つとめ行ひたまへるの御誠、中
間かんちゆう中の御所作にハあらず、と驚歎し奉りあへり
ぬ、

○ 群臣のぞまに臨せ給ふに、各某々ほうぼうが其程そのほどにしたが
つて

供を廻せと言われて、直ぐ袴を着け、大小
の刀を差し、近くの仲之間口から出られた
が、まだ御小者は来ず、履物も無かつたが、
ちらし草履（訳註）と言つて供の者の為に
置いてある草履を履き、道すがら袴の紐を
結びながら、走られいそがれたこともあつ
たそうだ、さて、前年五月末より、翌年二
月の半ば迄、約二百五、六十日の間、少
の間断もなく、誠実に努め行われた事は、
中々この世では類をみない行いだと、驚嘆
しあつた。

四十三 群臣のぞまに対される時、各々それぞれ
の間柄にしたがつて

侍也せとの清意ありあはれなるもの一侍小者も
うまい向きも手内侍と同はりの出させぬ
まじり侍小者の廻りてあはれなるものなり
草履と唱て侍供のものつゝあはれなる草履乃あり
りるを侍足よ侍けしき侍遠をりし侍袴の紐むむび
かりしよ走せしそぐせうあひしとぞまじり侍
の未より翌年二月の廿中ぞ九二石五六十日此
間かき向ひなく侍との約ひし侍の侍職中
中人同中の内和地よあはれなる侍
あはれぬ

○群臣小臨せりふ小者某が其の侍志あり